

平成28年第1回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成28年3月11日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成28年3月11日（金曜日） 午前10時00分～午後3時48分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

市民部長：高階 仁	環境交通安全課長：富樫公誠
市民課長：田口禎幸	国保年金課長：佐藤和久
消費生活相談室長：竹内富美子	
総務部長：佐藤芳彦	議会事務局長：木村喜代美
総務部次長兼総務課長：伊藤義之	秘書課長：福田 浩
財政課長：舩谷祐幸	契約検査課長：齋藤恭一
総務部次長兼税務課長：久保江信晴	総務部次長兼管財課長：判田 基
総務部次長兼総合防災課長：平 寛二	雪対策推進室長：今 久
会計管理者兼会計課長：進藤 久	選挙管理委員会事務局長：生田目新永
監査委員事務局長：伊藤禎祐	神岡支所長：伊藤利之
西仙北支所長：嗟峨耕咲	中仙支所長：高橋利省
協和支所長：佐々木淳一	南外支所長：佐々木清哉
仙北支所長：竹内徳幸	太田支所長：安達成年

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊藤 雅 裕

審議案件

- 第 1 議案第71号 大仙市地球温暖化対策基金条例の制定について
 - 第 2 議案第72号 大仙市犯罪被害者等見舞金支給条例の制定について
 - 第 3 議案第73号 大仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
 - 第 4 議案第83号 平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計への繰入額の変更について
 - 第 5 議案第90号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）【説明・質疑】
 - 第 6 議案第91号 平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 7 議案第92号 平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 第 8 議案第100号 平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 9 議案第102号 平成28年度大仙市一般会計予算 【説明・質疑】
 - 第10 議案第103号 平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
 - 第11 議案第104号 平成28年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
 - 第12 議案第114号 平成28年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
 - 第13 議案第90号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）【討論・表決】
 - 第14 議案第102号 平成28年度大仙市一般会計予算【討論・表決】
 - 第15 陳情第44号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書
 - 第17 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前10時00分 開会

【開会】

○委員長（佐藤清吉） おはようございます。

市民部の皆様には本当にこの委員会審査、二転三転しておりまして、本当に恐縮いたしております。

いずれ、今日もですね、審査始まりますけれども、その前に言っておきたいことは、今日、東日本大震災から5年ということで、午後の2時46分ですか、黙禱をしたいと思っておりますので、それについてもどうか、ご協力ほど、お願い申し上げたいと、そう思います。

それではこれより、総務民生常任委員会を開催いたします。

はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 昨日、広域の消防費の問題で、ちょっと委員会内部でやりとりがありまして、発言の差し止めというか、やめてくださいよと、いうことがありまして、そのことの理由と、それから議事録は、まあちゃんと残っている状態になっているのか、その辺の取り扱いを、今日、まず終わるんしべた、いつの段階で、一番最後でも良いし、まあ区切りの良いところでやるんでも良いんで、その辺を委員会としては、話し合える時間を委員長の方から設けて頂きたいなと思って、その申し入れをしたいなと思って、それででした。突然ですみません。よろしく申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） ちょっと暫時、休憩します。

休憩（午前10時02分～午前10時13分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

本日は、市民部の審査後に総務部と市民部の両部に係わる補正予算及び当初予算についての討論及び採決を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

【部長あいさつ】

○委員長（佐藤清吉） これより、市民部の審査を行います。

はじめに、当局より挨拶をお願いいたします。高階市民部長。

○市民部長（高階 仁） おはようございます。

本日は9日の総務部に引き続きまして、市民部関係につきましてご審議をお願いいたします。今次、定例会に上程しております市民部の案件につきましては、地球温暖化対策基金条例、犯罪被害者等見舞金支給条例及び消費生活センターの組織及び運営に関する条例案の3件、太陽光発電事業特別会計への繰入額の変更に係る単行案1件、一般会計補正予算案と国保事業、後期高齢者医療の特別会計補正予算及び太陽光発電事業特別会計補正予算、並びに平成28年度一般会計当初予算と、国保事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び太陽光発電事業特別会計の各当初予算となっておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は補正予算に加え、28年度の当初予算もあり、内容が多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心をお願いいたしたいと思います。

なお、説明は、座ったままで結構です。

【議案第71号】

○委員長（佐藤清吉） はじめに、議案第71号、「大仙市地球温暖化対策基金条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 議案第71号、大仙市地球温暖化対策基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料は、資料No.1の「議案の送付について」の78ページと79ページであります。

大仙市太陽光発電事業による売電収入を原資として、地球温暖化対策を推進する経費に充てるとともに、大仙市太陽光発電事業の健全な運営に資することを目的として、大仙市地球温暖化対策基金を設置するものであります。

基金として積み立てる額は、太陽光発電事業特別会計歳入歳出予算で定める額とするものであります。

二酸化炭素排出量については、年間で約1,701tの削減が見込まれており、市の環境施策の一つとして、地域住民はもとより広く市民に周知を図っていく必要があります。売電収益を基金の原資として、太陽光発電の普及のための支援や環境教育、環境学習の一助としていくほか、公共施設等再生可能エネルギー導入事業で、災害時に避難所となる中学校等に設備した太陽光発電施設の維持などにも役立てることによって、地球温暖化対策を啓蒙普及していくものであります。

平成27年度の太陽光発電事業特別会計では、収益がないことから基金の原資は見込めませんが、通年事業となります28年度の当初予算に項目を計上するため、地球温暖化対策基金を設定していただくものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第72号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第72号、「大仙市犯罪被害者等見舞金支給条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 議案第72号、大仙市犯罪被害者等見舞金支給条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料は、先ほどと同じ、資料No.1の80ページと81ページから84ページまでであります。

大仙市は、平成18年に犯罪被害者等基本条例を制定し、国、県、警察や犯罪被害者等早期援助団体などの関係機関等との役割分担の中で、犯罪被害者に支援する体制を築いてきております。

幸いにも犯罪被害者が直接市の窓口相談に来られる事例は、これまではありませんでしたが、心身の状況に配慮した保健医療サービスや福祉サービス、安全確保のための一時保護、施設への入所による保護、防犯指導など、市のできる役割を果たすこととなっております。

なお、相談窓口としては、公益法人秋田被害支援センターが、犯罪被害者等早期援助団体として、県公安委員会の指定を受けており、同センターに負担金を拠出して窓口業務支援体制を強化しております。

しかしながら、近年の事件、犯罪行為の状況から、資料81ページの条例第1条の目的にもあるように、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、市民の生命又は身体を害する犯罪行為により、市民が謂われのない不慮の死や傷害を負う可能性が高まってきており、基本条例における支援に加えて、犯罪被害者等見舞金条例を制定し、犯罪被害にあわれた方への支援サポートを充実させたいものであります。

基本条例は、県内25市町村で制定されており、見舞金条例は県内7市1町で既に制定済みであります。近隣自治体でも制定予定又は検討している状況にあり、本市でも制定したいものであります。

犯罪被害にあわれた本人や遺族に対しては、国による犯罪被害者給付金制度が存在しているものの、支給までに時間を要するなどが課題になっております。当面の経済的な負担軽減の必要性が求められており、また、見舞金の給付等による地域社会からの支援は、犯罪被害者等の精神的被害軽減にもなるとされております。

見舞金の額は、条例第7条のとおり、遺族見舞金として30万円、傷害見舞金として10万円の設定としております。

第8条以降には、見舞金の事務手続きを定めておりますが、警察署等の協力を得て、犯罪被害者に新たな負担とならないように配慮したうえで、見舞金を支給することとしております。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 犯罪は非常に複雑、多岐に渡っております。それで非常に子供の、虐待だとか、（聞き取り不可能）もはじめ、あとはその身内の中から犯罪者が出るとか、いったケースもあります。そういう意味で、この支給する、亡くなった生命を、無くした子供、人、年齢とか、そういうふうなものには、一切制限はないのか、というふうなこと。もう1点はいわれのない犯罪であっても、さっきも言ったような、身内の中から、そういう加害者等が出てきた場合に、早々に請求された、家族から見舞金等を請求された場合に、もし支給してしまった後、実はその事件の犯罪者が身内の者だったみたいな、ようなことになった場合に、取り扱いはどうなるのか。ちょっとその辺、なかなかこう、あつてはならない問題ですけれども、絶対起こらないという、そういうふうなことも無い訳ですので、その辺の、点をどう考えているのか。

○委員長（佐藤清吉） はい、富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） まず質問の一つ目の因果関係がある犯罪者と被害者、の関係性についてでありますけれども、基本的には、いわれのない犯罪行為に、ある意味巻き込まれた場合の第三者的の被害、その他方に対する見舞金という設定になっておりまして、当事者と何らかの因果関係があつて、犯罪が起こり、その犯罪によって残念ながら亡くなってしまったとか、怪我されてしまった、傷害を受けたと、というような因果関係がはっきりしている場合には、実はこの見舞金の対象からは実は外されております。対象外となるというようなことです。

ただ、当初の事件で、そこまでも具体的に因果関係がはっきり特定できないまま、時間が経過して、後で、その因果関係がはっきりするということが全く無いとは申し上げませんけれども、基本的に警察署の方に犯罪としては、最初に把握されるというふうに思われます。また、他市の事例等の警察署との管轄でもそのように伺っております。

警察署の方で犯罪等を捜査あるいは対応していく中で、因果関係等もわかつて参りますので、その際には見舞金の支給の、実は申請の前の段階というところになります。

警察署の方の8条以降に手続等書かれておりますが、具体的に警察署の名前は出て参りませんが、この犯罪意見について、犯罪被害者に配慮する上で、市が積極的にその犯罪者と直接、根掘り葉掘り、1から10まで全てを聞くということでは無くて、

警察署の犯罪等で把握している部分を教えていただきながら、あるいはこの見舞金の対象になるというようなことを、特定して頂いてから、申請、あるいはして頂いて、それに対する見舞いというような対応になっておりますので、そのところで具体的な因果関係等は、排除されて、いくというふうに考えております。

それからもう一つ、子供等の制限が無いということで、経済的に困窮するというようなことですか、そういう方はいらっしゃるんですけども、先ほど言ったとおり、最初の因果関係のところからまず除かれてしまいますので、残念ながらそういう因果関係のある未成年の方に対する直接的な見舞金は残念ながら支給はされないことになると思います。

それから見舞金の請求についてですけども、2年間ぐらいの期間を定めまして、支給ということの限界がございます。2年後以降に犯罪の実態が明らかになって、特定される場合には、どうしても見舞金、一旦、支給させて頂いた件が、例えば犯罪のあとで実は因果関係が2年後にあったとか、見舞金をお上げしてから、戻して貰うという、これについては、本来、請求行為をして、戻して貰うという措置にはなるんですけども、実際として、これを具体的に、回収が出来るかというのは、以後の話しということになります。

どうしても先ほど申しあげました国の制度がある前の給付金として立派な給付金制度があるんですけども、その前の段階の見舞金ということになりますので、一度2年以内には一度判断して、お支払いして頂くことになります。

○委員(佐藤文子) ちょっともやっとした部分もあるかなという感じもしましたが、内容に反対はしません。

○委員長(佐藤清吉) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。はい、石塚委員。

○委員(石塚柏) 犯罪被害者がどういう人というか、いわゆる大仙市に住んでいる人ということですか。それとも、大仙市で何か発生したとか。秋田市の人が大仙市で犯罪に遭われたとかって、その辺の被害者の範囲、ちょっと私、聞き逃したかも知れませんが、よろしくお願いします。

○委員長(佐藤清吉) はい、富樫課長。

○環境交通安全課長(富樫公誠) いわゆる見舞金の支給の対象になる方になるかと思いますが、それは第2条のところの市民ということで、本市に住民基本台帳を記録してい

る方ということがまず大きな、ポイントになっております。まず大仙市民ということを対象に考えているということです。大仙市民が例えば、大仙市内とエリアは特定しておりませんので、例えば地域、出張中ですとか、旅行中ですとか、そういうところに犯罪被害に巻き込まれた際であっても、大仙市民であれば見舞金の対象になるというふうにお考えいただければ良いと思います。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第73号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第73号、「大仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。竹内消費生活相談室長。

○消費生活相談室長（竹内富美子） 議案第73号、大仙市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議案書の85ページ、86ページをご覧ください。

条例の制定理由でございますが、平成21年、消費者庁が創設され、地方消費者行政活性化基金を活用し、地方公共団体に消費生活センター・相談窓口の設置を重要課題として、消費者行政の体制作りが推進されてまいりました。平成26年6月に消費者安全法が改正され、平成27年3月には消費者基本計画が閣議決定されましたことに基づき

まして、法律に規定する消費生活センターを設置することとし、同センターの組織及び運営等に関する事項について、条例規定するものでございます。

本市におきましては、消費者行政の推進を目的に平成23年度の機構改革において、市民部に消費生活相談室を設置し、消費者行政の専門部署として事務を実施しておりますが、同室の名称を消費生活センターとして、更なる相談体制の機能強化の推進を図るものでございます。

条文につきましては、第1条は、条例の趣旨に係わる規定で、この条例は、消費者安全法の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、名称及び位置に係る規定で、第3条は、消費生活相談事務の開設日に係る規定であり、第4条は、消費生活相談事務に従事する職員の研修に係る規定でございます。

第5条は、消費生活相談事務に於ける情報の安全管理に係る規定で、第6条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとし、平成28年4月1日からの施行をするものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 消費者安全法に基づく消費生活センターの設置によって、これまでの相談室との機能、そしてまた皆さんの権限の違いというふうなものは何かあるのでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹内室長。

○消費生活相談室長（竹内富美子） 今のセンター部門としての違いなんですけれども、実は国としては相談体制の強化、質の向上ということを求めてセンター化、窓口の拡充を進めてますので、当センターでもそれに伴いまして、相談体制の強化、質の向上、相談対応力の向上というのを目指すところであります。

実際に今現在行っている、相談事務は斡旋もありますし、高度な専門性が必要とされております。その専門性を補うために、消費者安全法に基づいたセンター化を行うこと

でこれからも、相談を引き受けれる、維持できる、そういう相談斡旋機能の強化、それと相談体制の機能強化というものを目指すところでございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 人が増えたり、臨時とかそういうのじゃ無くて、正規の職員に繰り上がったりとか、そういうふうな所はあるの。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹内室長。

○消費生活相談室長（竹内富美子） 今時点では、何とも人事的なものはお答えできませんけれども、まず相談件数は年々、増加してきておりますし、複雑、巧妙化してきておりますので、その部分は、進めて行きたいとは思っています。ただ今現在、相談員が嘱託で2人おりますし、職員3人のそういう形の5人体制ですけれども、今、できる範囲のことを啓発なり、相談対応なりしていきたいと思っております。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第83号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第83号、「平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計への繰入額の変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 議案第83号、平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計への繰入額の変更について、ご説明申し上げます。

資料は、議案の資料の129ページであります。

大仙市太陽光発電事業の当初計画では、12月から3月までの4カ月間の発電を予定しておりましたが、実際には27年12月25日から東北電力に売電を開始することになりました。

また、実稼働後には、毎月上旬に検針日が設定され、検針期日までで換算される売電収入となり、結果として27年度は、2カ月余りの売電収入に留まることになっております。

これにより、27年度は当初収入見込みよりも約2カ月分の減額となります。

また、支出でも、リース料金の支払い開始を、当初は12月からとしておりましたが、1カ月延ばし1月からの3カ月分とし、こちらも1カ月分の減額となりますが、結果として収支の差し引き差額が生じ、一般会計からの繰入額を変更する必要が生じたものであります。

平成27年度一般会計から繰入れる額を911万7千円以内から19,620千円以内に変更していただくため、地方財政法第6条の規定により、議会の議決をお願いするものであります

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第90号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第90号、「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

はじめに富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 議案第90号、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）の環境交通安全課の所管事業に係る補正内容について、ご説明申し上げます。

資料No.2の「平成27年度大仙市補正予算〔3月補正①〕」で、ページは14ページ、及び20ページでございます。

資料No.2-1の主な事業の説明書でも関係してございますので、その都度、ご案内申し上げます。

資料No.2の14ページをご覧ください。

歳入では、16款「財産収入」の「利子及び配当金」で、上から7段目になりますが、「協和環境保全基金預金利子」が「2万4千円」であります。

資料20ページをご覧ください。

歳出では、4款「衛生費」の1項「保健衛生費」、7目「環境衛生費」、の91事業「環境保全基金積立金」の金額が「2万4千円」と、8目「環境衛生事業費」、90事業の「太陽光発電事業特別会計繰出金」の金額が「1,050万3千円」であります。

はじめに、協和環境保全基金の預金利子2万4千円を環境保全基金として積立てする補正であります。

次に、太陽光発電事業の売電開始時期、リース支払い時期の変更により生じる1,050万3千円について、一般会計から太陽光発電事業特別会計に追加の繰出しをしていただくための補正をお願いするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、次に田口市民課長。

○市民課長（田口禎幸） 議案第90号、平成27年度大仙市一般会計補正予算のうち、市民課関係について、ご説明申し上げます。

補正予算書の17ページ、事業説明書11ページをお開き願います。

2款3項1目51事業、個人番号カード交付事業費負担金につきましては、補正前の額3,028万8千円に1,459万1千円を追加し、4,487万9千円とするものであります。

「行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、平成27年10月5日から制度が始動し、通知カードが発送され、平成28年1月1日からは個人番号カードの交付が開始されたことにより発生する、業務の経費を地方公共団体情報システム機構へ一括して委任するための経費であり、国の補正予算決定による、交付金の再算定による補正であります。

委任の内容としましては、通知カード等の作成・発送業務、個人番号カードの申込処理業務、個人番号カード及び交付通知書の作成・発送業務、個人番号カード機能に係る市民からの問合せ対応業務、個人番号カード交付事業全般に関する状況の管理業務であります。

補正額の財源内訳にありますように、交付金に対しては国庫補助金100%であります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、次に佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 議案第90号、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）のうち、国保年金課所管分について、ご説明いたします。

資料No.2、補正予算書、3月補正①の19ページをお開き願います。

3款1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、2億855万6千円の補正であります。内容といたしましては、保険基盤安定繰出金が、国保税軽減対象額の基準が拡大となったことなどによる、1億3,955万7千円の補正、財政安定化支援繰出金が、算定基準の改正等による、6,899万9千円の補正であります。

なお、保険基盤安定繰出金の財源として、国と県負担金合わせて1億466万8千円計上しております。

次の20ページをお願いいたします。

4款1項14目50事業、後期高齢者医療等負担金は、308万8千円の補正であります。内容といたしましては、広域連合における今年度の人件費・事務費の共通経費分の確定見込みによる補正であります。

また、平成26年度療養給付費負担金の精算に伴う返還金、709万6千円を雑入として歳入するものであります。

次の90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金は、909万3千円の補正であります。内容といたしましては、保険料軽減に伴う保険基盤安定分の確定による増と、事務費の減額分であります。

なお、財源として保険基盤安定分の4分3、682万1千円を県負担金として計上しております。

以上が国保年金課所管分の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） マイナンバーカードについてですけれども、いろいろこれが発行されてから、いろいろ現場、あるいは詐欺を、の問題などもいろいろ出ているんですけれども、市の方では、この通知カードを発送したものを無くしてしまったとか、落としてしまったとか、そうした届出が実際あるのか、ないのかという点。それから個人番号カード、普通のICチップの、その申込みが現在どれぐらいあるのかということで、対市民に対して、何パーセントくらいまで現状、行っているものなかということ。それからいろいろ各施設等に入所されている方々の通知カードの管理は、それぞれの施設等で、行われているものだというふうに、その入所者の通知カード管理、いったい現状はどうなっているのか、その辺の実態がもしわかっていれば教えて頂きたい。

○委員長（佐藤清吉） はい、田口市民課長。

○市民課長（田口禎幸） 第1点目の紛失等に関してでありますけれども、やっぱり紛失で、こちらの方に来て、再交付の手続をしている方はいらっしゃいます。まず、中身について100%把握している訳ではございませんけれども、家の中に置いておいて、どこにやっけてしまって無くしてしまったという方が大半でございます。

どこかに落としてしまったとか、というふうな発生でのことはまず来てはいない現状です。

第2点目の番号のカードの状況ですけれども、申請数について、3月7日現在、4,486件の申請がございます。まず交付している数は、Jレスの方から市町村の方に発送して、こちらから交付することになりますけれども、その交付の数については、3月7日現在、1,532件となっております。

3番目のその、施設等の

- 委員（佐藤文子） そうそう施設等の入所者のカードの管理というふうなものは、現状、どうなってるのかなと。
- 市民課長（田口禎幸） うちの方でその、把握はしてはございませんけれども、ほとんどが、家族の方が持っていると思います。1人、身内がいなくて、1人の方もいらっしゃると思いますけれども、やっぱり、その入所の施設長が管理、監督しているものと思われる。
- 委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 1番やっぱりセキュリティの問題ですけれども、紛失等、まず家中での紛失が殆どどのようだというんですけれども、実際、こう何かの紙にいろいろこう混ぜたり、なんだりして、ゴミ袋に入れて捨てたとか、そんなふうな実態も、なきにしもあらずなんですけれども、そういった点での取り扱いの注意事項が、市民の無くされた皆さんが、しっかりこう管理できる状態に、まず指導というか、そういった点なんかでは、きちんと行っているものなのか、どうなのかというふうなことですよね。それで実際に何件ぐらいそういう紛失届けがあったものですか。
- 委員長（佐藤清吉） はい、田口市民課長。
- 市民課長（田口禎幸） 再申請については34件ございました。
- やはり無くした場合なんですけれども、悪用されるようなこともなきにしもあらずでございますので、やはりそこら辺は、しっかり広報等でも、こちらからのことを伝えて行きたいとは思っております。
- 実際にその落としたとか、というような場合で、私が心配ですというような方であれば、そのカードそのものが使えなくなるように、Jレスの方に、ご一報くだされば、直ぐに発行停止みたいな、今のカードをですね、そのような管理業務が今の中に入っておりますので、番号も申請によって、変えることができる、ということです。その番号自体を変えるということです。
- 委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） FMラジオでも、マイナンバーカードの、奨励をするコマーシャルがしょっちゅう流れます。して非常に便利になります、というふうな表現で言われているので、結構、それを聞いている方々の申請もぞくぞく続いているのでは無いかと思うんですが、どういったところに、本当にそれが、日常のこのカードを使う便利さを感じ

じられるようなカードとして、なっているものなのか、どうか。そこら辺。何かこうラジオで言っているほど、今のところ、明確に便利さを示されているようにも思えないんですけれども、実際はどうなんですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、市民部長。

○市民部長（高階仁） お答えします。佐藤議員おっしゃるようになりますね、便利さの表現が適切かどうかわからないのですけれども、今の現状ではそれほど便利なものではありません。条例で規定した内容にたどり着くのが精一杯なのかな、現状では。まあ今、市民課長からお話ありましたように、その普及率が5.3%という状況の中では、あらかじめ導入された時のようになりますね、図書カードの併用とか、さまざまな用途は想定される訳なんですけれども、この5.3%の状況では、その導入まではまだ至らないのかなと。普及がまず最初かなと、いうふうに考えてます。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この問題については、セキュリティの問題もそうですけれども、非常に、一緒にこの犯罪まがいのものもどんどんどんどん出てきてるというふうなことも考えますと、その便利性でもって、あおって、誘導していくというふうなやり方は、少し自重する必要もあるんじゃないかなという思いもして、どんどん作ってくださいみたいな感じの宣伝の方法は少し自重すべきでないかなともいうふうに思っているものですから、今の答弁で便利なものはまず無いというふうなことで。

○委員長（佐藤清吉） はい、市民部長。

○市民部長（高階仁） 普及は勿論、大事なんですけれど、佐藤議員ご心配のように、セキュリティの関係もありますので、そちらはそちらに対し、こちらは消費相談室の関連ですけれども、FMはなびの方で、寸劇、お聞きしたことはあるかと思えますけれども、十分、注意してくださいということ、毎朝、周知していますので、こう両立ててですね、普及したい、気を付けてということ今、やっていますので、おっしゃるように、便利だ、便利だという表現はちょっと検討させていただきたいなど。

遠い将来便利になるということ。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 全部これは国からの交付金で作るものなんですけれども、国の方からのそうしたマイナンバーカードはどれぐらい申請していると、申請は進んでいるんだとか、そうした国からの指導というふうなものが、結構あるのでしょうか。

点検、指導という感じはあるのですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、田口市民課長。

○市民課長（田口禎幸） 今のご質問についていえば、国からの方からは、実際にこれをこうやって普及しなさいとか、そういうような指導とかは、今のところございません。これからは交付事業につきましては、法定、受託事務ですので、国からの方の指導や助言などはちよくちよく来るとは思いますけれども、これからは来るとは思いますけれども、今現在、これをこうしなさいとか、ああしなさいとかの強制的なものはまだ来てございません。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） マイナンバーの件ですけれども、かなり事業主は出して下さいと、使っているところは、出して下さいと言われているんだしよな。去年の12月もちょっと言ったたんしども、それで今一番困っているのは、夜のバイトとかをやっている女性の方なんだしよ。夜のバイトが止められたというケースが結構、聞いているんだしよな。というのは、バイトをすれば駄目という、例えば仕事の関係上、あるらしいんだしよな。そうすれば、今のこのマイナンバー出来てから、事業主は必ず報告してやっているんだしよな。この人がこういうふうな仕事をしていますと。せば夜の方も必ず、夜の飲食業関係、必ずバイトの仕事、毎日では無いと思いますけれども、週に2日、土日とか、月水金と違って、こうやられている人達が、もう届かっちゃっているらしいんだしよな。それでバイトを断られたという、ケースがかなり聞いているんだしよな。そういうことがこっこの市では聞いたことはあるものですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、市民部長。

○市民部長（高階仁） 児玉議員のご質問なんですけれども、端的にお話すれば、そういう話しは聞いたことはありません。所管するのが、交付事務だけですので、そのマイナンバーカードが世の中に派生的に与えている、その影響というものがたくさんあるかと思いますが、その中の一つかと思います。私の耳には入ってきてませんけれども。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 耳さ入ってこないということは、まだそこまでは行っていないと思いますけれども、実際にやっぱりそのバイトを止められた方々がいるんですよやっぱり。話しを聞けば。それで、使う人のそうば困ったなと言っている人方が、実際、ここま

では来てないと思いますけれども、そういうことでバイトを止められたという、いるんですよ、やっぱり。

だから、そうすればさっき、限りなく、利便性あるというのも、逆にそれが働く術を止められているといった感じもあるので、そういうことは消費センターさは来ていないものだけか。

○委員長（佐藤清吉） はい、竹内室長。

○消費生活相談室長（竹内富美子） こちらの方への相談としては、そのような利用についての相談などは来ておりませんし、マイナンバーについてはあまりこちらの方への相談は今のところ無くて、ただ、こちらの方から、取り扱いに注意してください、悪質な業者もおりますので注意してくださいと、そのような状況です。

○委員長（佐藤清吉） はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） おそらくまだそこまで、市とか、センターさ、相談するまで、まだ期間が短いから、だから今度そういうことが出てきた時は、何とかご指導の方、よろしくお願ひしたいと思います。実際、その人達から聞くからやっぱり、おそらく来ると思うんしよ、今後。

○委員長（佐藤清吉） はい、市民部長。

○市民部長（高階 仁） そのマイナンバーカードの導入の、未来のその目的と申しますか、その所得のですね、適正な、夜のバイトの方々が仕事をしてないとか、しているとかの話じゃなくて、世の中の所得の状況を、適正に把握するというのも一つの目的じゃないのかということで、そのだと思っんですよ。そのバイトを断られているというのは。そこを適正に指導してくださいと言われても、それはですね。あの。

○委員（児玉裕一） おそらく、その人方は普段の仕事しているプラスアルファだと思うから、おそらく今言った所得、おそらく税務関係だと思うんだしよな。それで、やっぱりこれは28年度とか29年度になれば、そういう状況が出てくると思うんです。まだ今は27年度の税務だから、あんまり見えて来ないんだのも、それでやっぱり、やむやむと言っている感じが聞こえてきますので。まだこっちは入っていないといえればそれで良いんだのも、やっぱり今後、出てくる可能性はあると思います。

だって、事業主は出しているべし、本人出してければ一番良いんだのも。やっぱり隠れてバイトする人達は結構いると思うんだしよな。

だからそのあたりは今後の課題になると思いますので、何とか頭に入れて置いて欲

しいと思います。

○市民部長（高階仁） はい、承知しました。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければこれをもって質疑を終結いたします。

討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

暫時、休憩いたします。

11時15分まで。

休憩（午前11時02分～午前11時15分）

【議案第91号】

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第91号、「平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 議案第91号、平成27年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

資料No.2、の3月補正①の33ページをお開き願います。

主な事業の説明書は、資料No.2-1の12ページでございます。

今回の補正でございますが、国保世帯の所得の減等に伴う、国民健康保険税の減額、保険給付費の決算見込み、また、確定した返還金等の補正でありまして、歳入歳出それぞれ3億7,571万7千円を減額し、補正後の総額を109億1,404万4千円とするものでございます。

内容につきましては、事業説明書によりご説明いたします。

事業説明書の2の事業の概要をご覧いただきたいと思います。

初めに、歳入の1款、国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者合わせて、2億510万8千円の減額補正であります。

主な要因であります。米価が下がったことに伴い、農業所得が減となったことや、定年延長、再雇用等に伴い、社会保険を離脱しての国保加入者が少なくなったことによ

り、被保険者数が大幅に減少しており、国保税を算定する国保世帯全体の課税所得が、当初見込みより約6億9千万円の減となったことによるものであります。

また、今年度、国保税軽減世帯の対象を拡大する制度改正があったことも要因となっております。

3款、国庫支出金は、3,869万円の補正であります。

一般被保険者の療養給付費の増に伴い、療養給付費負担金、3,400万9千円、普通調整交付金、468万1千円の補正であります。

次の6款、県支出金は、3,278万4千円の減額補正であります。保険財政共同安定化事業の拠出超過分の減によるものであります。

7款、共同事業交付金は4億5,403万9千円の減額補正であります。

内容といたしましては、80万円を超える高額な医療費に対して、県内市町村で調整され交付される、高額医療費共同事業交付金が決算見込により、5,706万6千円の補正であります。

次の保険財政共同安定化事業交付金も、決算見込により5億1,110万5千円を減額するものであります。

この事業につきましても県内市町村で調整され交付されるものでありますが、平成26年度までは30万円以上の医療費を対象としておりましたが、平成27年度からは全ての医療費が対象と改正されております。このことから、平成27年度当初予算は県の試算により、前年度より約16億2千万円の増と見込み、予算措置いたしました。制度改正後初年度ということもあり、決算見込みでは、大幅な減と見込まれることによるものであります。

8款、財産収入は、財政調整基金積立金、10万5千円の補正であります。

9款、繰入金は、2億5,855万6千円の補正であります。

内容といたしましては、一般被保険者の療養給付費等に充当する、財政調整基金繰入金5千万円。

一般会計繰入金は、国保税軽減に伴う保険基盤安定繰入金が、軽減対象を拡大する制度改正等があったことによる増分、1億3,955万7千円の補正であります。

尚、この繰入金の財源として、国から5,316万5千円、県から、5,150万3千円が一般会計へ交付されるものであります。

残りの、3, 488万9千円は市の負担となりますが、地方交付税措置となるものがあります。

財政安定化支援繰入金は、算定基準改定による増分6, 899万9千円の補正であります。

10款、繰越金は、未計上分、1, 886万3千円の補正であります。

次に歳出であります。

2款、保険給付費は、1億700万円の補正であります。

内容といたしましては、一般被保険者療養給付費が8, 700万円の補正であります。決算見込みで、年間一人当りの額が、当初見込みより、9, 549円増の24万8, 028円となったことによるものであります。

一般高額療養費も決算見込みにより、2千万円の補正であります。

次の3款、後期高齢者支援金は、支援金の確定により、203万6千円の補正であります。

7款、共同事業拠出金は、5億3, 992万1千円の減額補正であります。

内、高額医療費共同事業拠出金は、1, 011万円の補正、保険財政共同安定化事業拠出金が、5億5, 003万1千円の減額で、いずれも決算見込みによるものであります。が、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、対象医療費改正後、初年度ということで、大幅な減額となったものであります。

次の10款、諸支出金は、療養給付費負担金の前年度清算返還金の確定による5, 506万3千円の補正であります。

次の11款、基金積立金は、10万5千円の補正であります。が、財政調整基金の預金利子を積立とするものであります。

以上が平成27年度国民健康保険事業の特別会計補正予算の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 保険給付費のことですけれども、当初の見込みよりも1人あたりの年間医療費、1万円ほども上がっているんですけれども、その要因について、知り得るところを教えてくださいたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） 佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 医療費全体の状況を見ますと、特別に入院が上がっているとか、外来が上がっているとか、そういうことではございませんで、国保被保険者の構成の高齢化率が1番の要因だと思っております。

先ほどもちょっと説明いたしました、被保険者数が非常に減少しております。減少している理由として、定年延長で60歳になっても国保に加入しないと、元気な方はまだ仕事をしている訳で、そういう方々は、国保に加入しないで社保のままにしているという状況がこの2～3年続いております。ということになりますと、国保に残っている方々は、高齢で病気にかかりやすい方が、割合が多くなっているということで、上がっていると分析しております。以上です。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第92号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第92号、「平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） それでは議案第92号、平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

資料No.2、補正予算書、3月補正①の47ページをお開き願います。

主な事業の説明書は、資料No.2-1の13ページでございます。

今回の補正でございますが、低所得者の保険料軽減額の確定に伴う、保険基盤安定負担金、及び、平成26年度繰越金確定に伴う精算が主な内容で、歳入歳出それぞれ1,172万5千円を追加し、補正後の総額を8億5,736万5千円とするものであります。

内容につきましては、事業説明書によりご説明いたします。

事業説明書2の事業の概要をご覧いただきたいと思えます。

初めに歳入でございますが、一般会計繰入金は909万3千円の補正であります。

内容といたしましては、低所得者の保険料軽減額確定に伴う、保険基盤安定繰入金の増分、909万6千円と、平成26年度繰越金確定に伴う事務費繰入金の精算分、3千円の減額であります。

前年度繰越金は、26年度からの繰越金で、263万2千円の補正であります。

次に歳出でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金、1,172万5千円の補正であります。

27年度に繰越しとなった保険料と延滞金合わせて262万9千円と、低所得者の保険料軽減額確定に伴う、保険基盤安定負担金の増分、909万6千円の補正であります。

尚、この内、4分の3が県の負担、4分の1が市の負担となっております。

以上が平成27年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 今説明受けた中で、一定の障がいのある65歳以上の方、のどのような方々なのか、ちょっと補足して説明頂けませんか。

○委員長（佐藤清吉） はい、国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 一定の障がいのある方と言いますと、まず一つは重度心身障害者ということで、身体障害者手帳の1級から3級所持者がいます。もう一つが4級の手帳をお持ちの方で、心身の下肢障がいですね、下肢障がいを持った方も一部、該当となる場合もございます。

○委員（石塚柏） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第100号】

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第100号、「平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 議案第100号、平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）の補正内容について、ご説明申し上げます。

資料No.2の「平成27年度大仙市補正予算〔3月補正①〕」で、ページは125ページから131ページまであります。

資料126ページをご覧ください。

収入では、1款「繰入金」の「一般会計繰入金」で、売電開始が12月25日となり、25日程予定よりずれ込んだこと、加えて「収益事業収入」では売電収入の検針期日の都合から、3月上旬までの分が年度内の収入となるため、約2カ月分となり、補正が必要になったものであります。

127ページをお願いします。

支出においても、12月25日からの売電開始となったことから、事業費の太陽光発電事業費、つまりリース料金に相当しますが、その支払い開始月についても再協議し、1月からの3カ月分の支払額としたため、減額の補正が必要になっております。

事業説明書で詳細についてご覧いただきます。

事業説明書、資料No.2-1の主な事業の説明書14ページをお願いいたします。

太陽光発電事業特別会計の事業説明書であります。

収入では、12月25日の発電開始から1月7日までを1月分、調度、事業概要2の欄の表になっておりますが、収入の欄の真ん中の欄ご覧頂きます。見込額②のところの欄で1月分の期日を特定しております。2月5日までを2月分、3月5日頃までを3月分として収入とすることになり、72日間余りの収益事業収入は、905万9千円となる見込であります。1,960万9千円の減額補正が必要であります。

支出では、20年間の包括的施設リース契約の支払い開始月を1月にしたことにより、1カ月分のずれが生じ、910万6千円の減額補正が必要となったものであります。

収入の収益事業収入の減額1,960万9千円と支出の太陽光発電事業費(リース料)の減額910万6千円の差額については、一般会計の繰出金を1,050万3千円増額変更の上、特別会計に繰入金としていただく補正をお願いし、対応したいものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤清吉) 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第102号】

○委員長(佐藤清吉) 次に、議案第102号、「平成28年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いします。

なお、質疑は各所管課ごとに行います。

はじめに、環境交通安全課の所管する予算の説明をお願いします。富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 平成28年度大仙市一般会計予算のうち、市民部・環境交通安全課所管にかかる主な事業の内容について、ご説明申し上げます。

また、事業毎の説明は、「平成28年度当初予算（案）主な事業の説明書市民部」で行いますので、よろしく願いをいたします。

なお、特定財源については、事業説明書のほか「平成28年度当初予算概要、総務民生常任委員会、市民部」の資料での説明とさせていただきます。

始めに事業説明書3-3ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、13事業の防犯対策関係経費であります。

予算額は571万7千円で、防犯指導隊員の報酬、旅費と防犯関係の啓発物品の購入費が、主たる経費となっております。

28年度には、新しく2つの取組みを行うこととしております。

1つめは、防犯指導隊や見守隊など、多数の見守り体制をもってしても死角となる場所には、更なる防犯対策の強化策が求められておりまして、防犯カメラの設置を行うのであります。

設置する場所は、大曲駅前横断地下道で、通勤通学の時間帯など特定の時間帯に限ることなく、不特定多数の地下道利用者があり、飲食街にも近接していることから、追加の防犯対策として設置するものであります。

2つめは、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、市民の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を受けた者に対して犯罪被害者等見舞金を支給するものであります。

見舞金の額を遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円としており、40万円の予算を設定しております。既に制度を取り入れている近隣市では、24年の殺人事件や27年の傷害事件に対し、見舞金の支給事例が発生しております。本市においてもいつ同様の犯罪被害が発生するのかわからない状況となってきております。

犯罪被害者に対しては、国の犯罪被害者給付金制度が存在しているものの、支給までに時間を要するなどが課題とされております。当面の経済的負担の軽減や見舞金給付という地域社会からの支援は、犯罪被害者の精神的被害軽減にもなるものであります。

次に事業説明書の3－5ページをお願いいたします。

1 1 事業の墓地公園整備事業費であります。

予算額は、4, 737万3千円であります。大曲墓園については、旧中央斎場跡地を活用しながら、需要の推移にあわせて墓地区画を段階的に増設するものであります。また、墓参りに訪れた方々がくつろげ、安らぎのある空間を目指し、駐車場の整備や休憩所と公衆トイレの設置及び園路の拡幅など一体的な整備を行うものであります。

整備は28年度から3カ年計画として行うもので、28年度では、旧中央斎場の敷地を大曲仙北広域市町村圏組合から譲渡を受け、跡地整備と併せ、墓地区画の増設（規制48区画）、西側トイレ・休憩スペースの設置、駐車場を整備する予定であります。

資料3－6、3－7ページに、墓園の整備計画図面を載せております。

全体像が3－6ページになりまして、3－7ページ、裏面になりますが、28年度の計画部分であります。

特定財源は、その他の墓地公園永代使用料2, 206万8千円、墓地管理手数料等が136万1千円であります。

事業説明書3－8ページをお願いいたします。

1 1 事業、ごみ不法投棄防止関係費であります。

予算額は、736万2千円であり、不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄された投棄物については、原因者を究明し、早期撤去を実現すると共に、快適な環境づくりを推進するもので、不法投棄監視員報酬、不法投棄物処理、啓発などを行う経費であります。

28年度においても不法投棄の報告件数の多い協和地域では、林道を中心とした道路の刈り払いを行い、不法投棄物が発見されやすい環境を整備することにより、捨てられない環境づくりに努め、生活環境の保全を図ります。

この不法投棄監視パトロール順路整備は、協和環境保全基金を活用して行うものであります。

また、昨年ご指摘のありました協和地域以外の地域においても、不法投棄を抑止する効果を念頭においた林道整備について、農林商工部と協議の上で、同様に取り組んでまいりたいと思っております。

特定財源は、その他の一般廃棄物処理手数料436万2千円、環境保全基金繰入金300万円の、合わせて736万2千円であります。

事業説明書3-9ページをお願いいたします。

12事業、廃棄物処理管理経費であります。

予算額は、3,356万7千円であり、市内7カ所にある旧最終処分場の維持管理、周辺環境の保全、水質基準の達成などを図る経費であります。

28年度の主な事業は、大曲の一般廃棄物最終処分場については、回転円盤装置、2基のうちの残りの1基のオーバーホールと軸受け等の更新、活性炭吸着塔の五方弁の更新を予定しております。

事業説明書3-10ページをお願いいたします。

14事業、廃棄物減量化対策費であります。

予算額は、4,177万4千円であります。

次世代に豊かな環境を残していくために、市民、事業者、行政が協働し、これまでのライフスタイルの転換を図り、循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・再資源化を推進する経費であります。

今年度の新たな取組みとして、「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成27年6月19日に公布された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づき、水銀が使用されている使用済みの乾電池及び蛍光灯等の分別収集を開始することとしております。市内8箇所、大曲庁舎及び各支所庁舎を回収拠点とし実施することとしており、併せてごみ分別等に関する意識の高揚を図っていくものであります。

乾電池や蛍光灯の回収については、排出量や排出方法、破損への配慮など、様々な観点から、慎重な取扱いの中での回収、排出の状況を検証する必要があります。類似市の例や実績なども参考にさせていただきながら、進めたいと考えております。

8箇所の拠点だけでは少ないのではないかと、また拠点まで持ち込めない等のご意見もいただいておりますが、拠点回収方式については、小型家電や食品トレイなどで実施済みであり、廃棄物減量等推進審議会にもお諮りし、28年度の状況をみて、更なる検討をすることを前提に、実施させていただくことにしたものであります。

特定財源は、その他の一般廃棄物処理手数料 4, 177万4千円であります。

事業説明書 3-11 ページをお願いします。

21 事業、一般廃棄物最終処分場廃止事業費であります。

予算額は、2, 590 万円であり、埋め立てが終了し、現在休止している市内 7 箇所の一般廃棄物最終処分場について、適正に廃止する必要があります。

26 年度に基礎調査を行い、27 年度では廃止に向けた年次計画を策定しております。

水処理施設に多額の施設維持管理費を要している大曲と中仙、跡地利用の見込める北檜岡の 3 処分場を優先して廃止し、他の 4 箇所の最終処分場についても、公共工事で発生する工事残土を処分場廃止の際に必要な覆土材として活用するなどにより、経費を縮減しながら早期に廃止できるよう計画をすすめていくものであります。

28 年度では、3 処分場の閉鎖整備計画策定業務、測量調査業務、覆土材搬入にかかる草刈り業務などあります。

事業説明書 3-13 ページをお願いいたします。

8 款、土木費、2 項、道路橋りょう費、8 目、交通安全施設整備費、7 事業、通学路グリーンベルト設置事業費であります。

8 款 2 項 8 目 10 事業でありました通学路グリーンベルト設置事業費、債務負担行為から事業科目変更となっております。

予算額は 234 万 4 千円で、26 年度は 9 小学校、1 中学校、27 年度は 3 小学校、3 中学校、3 高等学校に設置しておりますが、今後は劣化の激しい路線について維持管理を中心に行っていくものであります。

次に、「平成 28 年度当初予算概要、総務民生常任委員会市民部」A4 版の横になっております資料で、環境交通安全課の所管事業の特定財源について、追加の説明をさせていただきます。

この 1 ページをご覧ください。

2 款、1 項、5 目、交通安全対策費から始まりますが 10 事業としまして交通安全対策推進活動費であります。

事業の概要は、交通指導隊の報酬及び旅費、制服など交通指導隊員に要する経費が主なもので、27 年 10 月から更新導入しました歩行環境シミュレーター、渡りジョウズ君について、有効に活用していく事業になります。

特定財源は、右の欄にございますが、その他の52万3千円ですが、内容としましては、備考の欄に出て参ります交通災害等共済加入推進交付金を充てているものでございます。

途中、特定財源以外の説明としましては、5番のところでは事業説明書で説明させて頂いているところでありまして、9番になります。No.9をご覧頂きます。

10、4、1、7目の10事業、環境衛生費事務費については、81万1千円で、環境審議会委員報酬のほか、狂犬病予防注射通知はがき代など、環境衛生及び狂犬病予防対策に係る事務費であります。

特定財源は、その他の狂犬病予防注射済票交付手数料63万1千円であります。

続きましてNO.11、12事業、公害対策費は、予算額は、165万5千円であり、河川等への油流出事故対応など、水質汚濁防止対策を行うとともに、生活環境の保全のための河川水質、道路騒音・酸性雪、臭気の状態を調査測定するものであります。

特定財源は、国県支出金の衛生公害関係移譲事務交付金80万2千円であります。

No.13になりますページは2ページで14事業の狂犬病予防対策費は、57万7千円で、狂犬病予防法に基づき、犬の登録事務や予防注射済票の交付を行い、狂犬病を予防するとともに、犬の飼い方のマナー向上を図る経費であります。

特定財源は、その他の犬登録手数料30万円と狂犬病予防注射済票交付手数料27万7千円の合計57万7千円であります。

15番と16番の間に○No.が入っておりませんが、大曲仙北広域市町村圏組合中央斎場改築事業費負担金については、廃止事業となっております。

No.16の91事業、環境保全基金積立金であります。

予算額は、2,300万円であり、秋田県環境保全センターからの交付金を協和地域の住民が快適な生活を送るための環境施策に充てるため、積み立てするものであります。

なお、27年度の基金取り崩し予定額は1,553万3千円で、27年度末の基金残高は、1億165万6千円を予定しております。

特定財源は、その他の環境保全センター交付金2,300万円であります。

No.17、10事業、環境衛生事業費であります。

予算額は、524万1千円であり、市民が快適に暮らせる環境を維持するため、生活排水、騒音等の生活環境に関する相談・苦情・要望等に対応するための経費と、全市一斉クリーンアップに伴う経費等となっております。

特定財源は、その他に市民参加の取り組みを支援するための経費として地域振興基金の470万5千円を充てております。

2ページの下の方から2段目のNo.に○がついておりまして斎場管理費は廃止事業となっております。

17番と18番の間に○印がありまして、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費につきましても、27年度には大曲、神岡、中仙の3庁舎に太陽光発電蓄電池システムを導入し、災害時に広域防災拠点としての機能を持たせるものであります。それが小学校や公民館などに避難所に対して、LEDソーラー街灯を設置しておりますが、28年度は廃止事業となるものであります。

次にNo.18の10事業、墓地公園管理費については、557万3千円で、公営墓地の機能と景観を維持するための委託料及び修繕料等の経費となっております。

特定財源は、その他の墓地公園永代使用料95万7千円、墓地管理手数料430万7千円、墓地使用許可証再交付・名義変更手数料4千円の合わせて、526万8千円であります。

No.19と20の間に○印がございます。10事業の斎場管理費であります。

西仙北火葬場は、昭和37年に建築されて、昨年、27年4月1日に廃止となり、28年度では廃止事業となるものであります。

次のページをお願いいたします。3ページのNo.23, 13事業、ごみ収集関係費であります。予算額は、1億6,293万6千円であり、廃棄物処理法に基づき、市が収集義務のある家庭系ごみについて、計画収集を確実に円滑に行う経費であります。

特定財源は、その他の一般廃棄物処理手数料6,982万4千円、一般廃棄物・浄化槽清掃業者許可証交付手数料8万1千円、資源物売払収入589万1千円で、合わせて7,579万6千円であります。

次にNo.25になります。15事業、粗大ごみ処理対策費であります。

予算額は276万8千円であり、家庭から出る粗大ごみを計画的に収集し、公衆衛生の保全と廃棄物の適正処理を実現するための経費であります。

特定財源は、その他の粗大ごみ処理手数料69万9千円であります。

25番とNo.26の間に一般廃棄物最終処分場廃止調査事業がございますが、これについては廃止事業の方の移行に伴いまして、廃止事業となるものであります。

No.26, 19事業、NOレジ袋推進事業費であります。

予算額は、29万5千円であり、ごみの減量化による地球温暖化対策の一環として、身近な生活の中で取り組みやすい買い物時のマイバッグを持参し、レジ袋の削減を推進するものであります。

特定財源は、その他の一般廃棄物処理手数料29万5千円であります。

以上、A4サイズ横の予算概要に基づきまして、環境交通安全課所管を説明させていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了しました。

昼食のため暫時、休憩いたしたいと思えます。

休憩（午前11時54分～午後0時58分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

説明が終了いたして降りますので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 28年度の事業説明書、3-5ページ、墓地公園整備事業費につきまして質問させてください。3-5の一番下、（土木）墓地区画増設工事3,760万、この工事の仕方ですけれども、話として全部、下の整地、区画の工事、それからお墓、上物も全部一括というふうにお伺いしています。競争入札だということだそうでありますので、これお墓の工事もある1社がこの一帯な区画数、48区画をやってしまうということになると、お墓を作って施工の家内工業的などころが、仕事が回ってこなくなるのではないかということで、非常に危機感を覚えているそうです。今回の3月議会には間に合わないということで、6月議会の方に陳情書を出すそうですので、下の工事と上物の工事をちょっと分けて考えていただくことはできないのかどうか、ご検討をお願いしたいという意味ですけれども、そのような質問でございます。よろしくお願います。

○委員長（佐藤清吉） はい、富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） ただ今ご質問いただきました墓地公園整備事業費の中の特に3カ年で28年度から3カ年で事業整備をしたいというような説明をさっきにしていたところでした。また今回は28年度予算ですので、初年度にあたる分の事業説明書になっておりまして、その墓地区画増設工事等ということで、墓地区画を含む工事が3,776万ということになっております。現在3か年間の計画として考えておりま

す墓地区画について、追加で説明させていただきますと、28年度については、ここに記載の墓地区画増設、48区画についてを計画させていただいているものであります。図面でいきますと3-7ページというここの旧中央斎場跡地の特に休憩所がありました和室等がありました休憩所の方が、一部高台になっておりまして、その部分についての規制区画48区画というのが、28年度の予定ということにさせていただいております。これまで事業説明書の中のもう一度3-5ページにお戻りいただきますが、2番の2欄のところに、平成20年度44区画、21年度に44区画、23年度に46区画、平成25年度には30区画とこれまでいずれも大曲墓園では1人でも多くの市民の方に墓地の区画を提供したいということで、規制墓地をそれぞれ増設してきた経過がございます。今回28年度から始まる事業についても一人でも多くというような基本的な考えは実は変わっておりませんで、28年度当初は48区画の規制をとということで想定しての予算であるということをご理解頂きたいと思っております。ただ、そのような陳情のお話等もあるというようなこともございますので、これまで規制墓地として区画はさせていただく28年度ですけれども、区画については規制というままで、ただあの先ほど言いました1社に発注するというようなことについては、少し、再度、検討もさせていただきます。墓石につきましては、例えば石を自由にするですとか、そういうような検討について加えて、当初予算の要求としては規制で、これまでどおり墓石、石付の規制区画ということでの積算になっておりますけれども、その予算の範囲内で、検討させて頂くと、例えば自由にしますと、その部分については、市民のお求め頂いた市民の方に負担いただくことになって、市民の方の直接の負担になる訳ですので、この予算、少し、減額になるというふうなことも、検討の材料にして参りたいというふうに考えているところです。ただ、28年度から始まる3カ年の29年度、30年度に予定している事業についてはこの3-6ページの方になりますけれども、3-6ページ、ちょっとA3サイズの横になりますが、今の中央、旧中央斎場の跡地以外の部分の区画の予定もでございます。29年度につきましては、上の方ですけれども、旧中央斎場の駐車場、ロータリーになっている部分の北側の部分、そこに少しこの区画になっている横長の区画があるかと思っております、ここも規制区域ということで、32区画ほどの予定をしておりますが、ここについても48区画、この28年度に計画した部分についての検討、合わせて計画の練り直し、それから下の方のちょうど図面の真ん中へんにあります中央斎場、大曲墓園の下の方の駐車場の横の隣接地にあります区画につきましても現在3カ年計画を見通す際

には、73区画の規制墓地で、墓石、しせき付きを当面考えての全体計画にはなっておりませんが、これにつきましても28年度、29年度の市民の要望需要に応えるような形で、再検討しながら29年度、30年度と事業を練り直した形での案として進めたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐藤清吉） 石塚委員よろしいですか、はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 墓石で生計を立てている人は殆ど家族経営ですので、一つその辺をよろしくご配慮お願いいたします。私の質問終わります。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 最初の方から順序に言っていきたいと思います。3-3ページです。事業説明書の防犯対策関係費というところの、この中で防犯指導員の高齢化と課題というような文言がありますけども、この防犯指導員の高齢化の、この平均年齢というのはどのくらいなもんだしか、またこの会員という中には女性もいると思いますけれども、その女性の数はどのくらいなもんですか。それからこの下の方に下がってきますと、この見守り隊の体制の中で、そのガードの死角となる場所というのがあるわけですが、これあのしっかりと調べれば出てくるだろうと思いますけども、この防犯カメラだけで十分対応できる、そういう器具というかそういう立派なカメラというようなことになるものか、その辺についてまず最初をお願いしたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 防犯対策関係費の中の一つめのご質問で防犯指導員の平均年齢についてのお尋ねと、それから男女の別と言いますか、女性の数というふうなお尋ねありました。残念ながら平均年齢は何歳と現在で何歳というふうなこと申し上げるデータ持っておらないですけども、高齢化ということで平均75歳以上になる方々が目立ってきたというようなことで高齢化対策を少し考えて欲しいというような隊員等からの要望もありまして、そこで少し高齢化対策も必要だというような書き出しをさせていただいたところです。高齢になりますと、どうしても防犯活動といたしましても、外に出ましてもパレードをしてみたり啓発活動してみたりというようなことになりますので、健康管理しながら対応していただく活動が出て参りますので、高齢化はやはりどうしても、この問題だけでなく気になることでもありますので、高齢化が進んでることに対して、なんとか対策をしなければならないというような点から、この課題というふうに書かさせていただいた部分がござります。また同様に交通指導隊というような、市

で委嘱している方々でありますので、その方々についても定年化というようなことも叫ばれていることもありまして、同じように市として委嘱している防犯指導員の方についても、あまりにも高齢になるようであれば、定年化等も視野に入れて高齢化対策を考えていかなければならないというようなことが課題として捉えている理由でございます。女性の隊員につきましては、現在50名の定数に対して47名の配置となっておりますが、防犯指導員につきましては残念ながら女性の委嘱はございません。ゼロというような、なっております。それからもう一つお尋ねのありました防犯カメラ、地下道の死角になる部分というようなことでございます。今回新しく28年の取り組みとして、大曲駅前の横断地下道の防犯カメラの設置につきましては、ご承知のように大曲の駅前の市道のアンダーパスになる、下になる、潜って通る地下道を指しておりますが、地下道自体がL字型に少し曲がっております。その関係で駅側の方から花火通り商店街の方に向かってくる真っ直ぐのところの通路を死角から取り除くためのカメラ1箇所と、それから途中から地下道の途中から曲がって、花火通り商店街の方に上がってくる少し短い距離の通路の部分になりますが、その部分を映し出すカメラの1箇所、この2箇所によって、地下道に死角が無いようにというようなことでの設置を考えているものであります。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 防犯指導員の高齢化の話なんですけど、これは今言われたからということよりもすべてのことに引っかかって来るわけです。少子高齢化と言われてやってきている訳ですので、これはもうその言われる前に、この辺は最初から直した話しをしていかないと、言われるまで待っているのでは、これはなかなか遅れていくだけでないかなと思うので、少しいろいろと考えた対策をお願いしたいというふうに思います。それからさっき墓地公園の話もちよっと聞きましてたけども、この3-5ページですが、わたしちよっとこの分からないところがあると思いますけども、この墓地公園の永代使用料というのは、これここに出ているのは、2,200万ですか、これ2,200円ではねよね、2万2,000円ですか、その他のところに出ている、これ2万2,000円だけか。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 2,206万円になります。2,206万8千円になります。

○委員（大野忠夫） そうすれば、これ48区画でこのくらいということだとすれば、莫大にその高い永代使用料という、こういうものが、これが相場なのかなって思いますけども、その辺はどういうものでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 墓地の永代使用料についてのお尋ねになります。現在、規制墓地1区画の分譲に係る部分とそれからその上の碑石、墓石の部分、規制については一定の大きさが寸法、規格が決まっております、それを黒御影石という材質で用意しているというのが大曲墓園の規制区画のこれまでのルールでございます、これによりますと直近の先ほど申し上げました25年度の30区画を用意した際の永代使用料は45万円となるものであります。区画と墓石等のセットで45万円という部分が永代使用料として市民から頂く部分というふうになります。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 好みだからどうにもならないと思いますけども、やはりそういうりっぱなものを作っても足りないくらい、皆はけてしまうものだべな。たいしたもんだと思って。わかりましたいいです。

○委員長（佐藤清吉） 富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 少し追加の部分になりますが、先ほど説明いたしました20、21、23、25年度それぞれ、40区画、30区画増設して参りましたが、現在手持ちとして新しく分譲できる規制区画が実はございません。ゼロという区画になっております。ですから規格の墓地を大曲墓園に求めたいという需要はまだ実はあるというふうな結果から今回、2・3か年の計画に渡って増設させて頂くと、というようなことでございます。また、先ほどから説明させていただいた部分に関連いたしますが、もしこれが、墓地碑石、墓石碑石を自由に市民の方に、規格はそのままですけれども、種類を市民の方に自由に選んで頂くようになった場合には、当然、永代使用料は、値段は下がるものであります。碑石、墓石に関する部分、除いた部分について、永代使用料として頂いて、市民の方にご負担いただきますが、碑石部分については負担して頂いて規制ができあがると、というような形になりますので、そこも追加で説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） もう一つ、3－8 ページの関係で、ごみ不法投棄防止関係費のところなんですが、これちょっと私も不勉強な部分があってこの文言の関係でも、この一般廃棄物処理手数料でね、下だな環境保全基金という基金が、この基金の表の中にあるんですけども、ここの所はちょっと迷ったんですが、協和、基金の表のところ見れば協和と書いているんだな、それで私非常にこう分からなくて探したんです、探したけどもそれしかねだよな、これはどっちの方が正しいんだべなまずひとつ。

○委員長（佐藤清吉） はい、富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） ごみ不法投棄の防止関係費の中で、特定財源の中の環境保全基金繰入金300万円についてのご質問と受けさせていただいて、この説明をさせていただきますと、下の3－8の4の欄のアクトの○の欄、主な事業のうえのところ、不法投棄監視パトロール順路整備という事業で、括弧して大仙市協和環境保全基金活用事業というふうに記載させていただいております、ここの説明文ですが、協和地域の林道を中心とした道路の刈り払いを行いまして不法投棄物が発見されやすい環境を整備するというようなことをございます。これの事業に充てる財源でございますが、協和地域に、不法投棄は実は山林等多く抱えている協和地域に不法投棄があるよというような報告件数が、他の地域よりも実は多いという実態がございます。その関係上、林道の両脇をきれいに保つことによりまして、不法投棄されにくいというような状況を作りたいというような事業であります。この不法投棄されるということは環境を害することになりますので、環境保全基金として協和地域に積み立てられているその基金事業の活用事業として、協和地域の林道の整備を合わせてしたいというようなことをございます。基金で協和地域ということで使われるために用意している基金を取り崩して、ごみ不法投棄防止のための林道パトロール順路整備、この事業に充てて行きたいというふうなものでございます。

○委員長（佐藤清吉） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 言っていることはわかるしども。でもやっぱりこういう書面で、いつもいろんところで言われる、言われているとおり、この今回資料として出されたこの基金の状況というこのA3の資料ですけれども、この中では協和環境保全基金とちゃんと協和という名前になっている。それで今説明書とか何か所あったんだけど、今、大仙市基金だとかっている話しにあっちゃ行ったりこっちゃ行ったり、どれがだかていうのこのこれが原点でねがと思うんだけど、そうすれば、協和ね、環境基金だね、これは合併前からそういうことでやってきているから、そっからお世話になっているのは部分は今

だよと、いうことだしべ。ここはちゃんと元々から協和の人達のそれはわかっていて、協力してきた部分なので、ちゃんとそういうふうにするべきだと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） この不法投棄監視パトロール順路整備というものは、協和地域だけの林道の整備分で300万円ということになっております。協和環境保全基金に積み立てられている基金を取り崩して使うのは、協和地域の林道の整備の300万円だけに使っていくというようなことでございます。

○委員長（佐藤清吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 私、言っているのは、こういうその協和環境基金というのが正しいのか、大仙市基金というのが正しいのか、どれなべがなって聞いているの。それをきちっと、これは一つしかねと思うのよ、そういう中において、今言った協和基金と書いているのが、元々からあった名前なので、そういうなかで、やはりお世話になっていることは、これは300万だよという話をしていかないと、合併時にいろいろと問題が、やっぱり議論した部分だと思いますので、それはきちっとやって繋がっていかないと、その辺、きちっとやってほしいなということなんです。

○委員長（佐藤清吉） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 基金の名称についても基本的に協和環境保全基金というふうなことでご理解を頂きたいというふうに思います。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 先ほどの石塚委員の質問に対するお墓の件の答弁に関連して、私からも一言お願いをしたいと思います。確認ですけれども、今年整備する規制墓地として予定してある48区画のうち、原則そういうことであつたけれども、事業所等の要望と陳情なども出されることから、一部自由墓地とか、そういう自由にお墓、墓石作れるような、そういう状況を、この48区画の中にも盛り込んで行くというふうなことを確認できるのか、どうか、今後、29年、30年と予定している整備についても、そういう方向があるのか、どうか、ちょっと教えて頂きたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） さらに加えての説明の部分になるかと思いますが、よろしく申し上げます。墓地公園整備事業の28年度についての規制区画48区画につきましては、先ほどから（聞き取り不明）、予算上は墓石付の区画を想定しておりました

が、これについては、そういう要望があるというようなことであれば、墓石については自由度を増しまして、自由な墓石を使って頂くと、というような区画ではどうかと、いうふうに今、検討させて頂いております。区画は4平方メートルという規制区画が決まっております大きさは、その上の碑石、墓石につきましては、黒御影石を当初用意していたんですけれども、それについては自由度を高めまして、石は自由に選んで頂けるような区画にできなかと、言う検討でございます。29年度につきましては、先ほど言いました上のロータリーの部分の北側の部分になりますが、規制区画32区画として3年間の全体計画としては、区画を考えておりましたけれども、これも黒御影石の碑石、墓石付の区画として検討、計画しておりましたが、ご要望等に添っていくためには、これを完全な自由区画、これが4㎡から6㎡の面積変更になりますので、これはまだ28年度じゃなくて29年度になりますので、今後、変更等出来ないかを検討して、さらに自由度を増しまして、自由区画6㎡の碑石等無しの完全な自由区画というような検討で15区画ぐらいいは取れるのではないかというような検討をさせていただきます。32の規制がちょっと、区画数は減ってしまうんですけれども、15区画ぐらいい取れるのではないかという検討をさせていただくということです。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ありがとうございます。先ほど石塚委員が言ったように、墓石については、最近非常に、個人に込める思いや、石に込める思いというようなものも非常に多様化してきておまして、いろんな形をね、墓石に込めるというふうな、そうした要望も大変増えて来ているんだそうです。そうした施主さんの願いを、要望をしっかりと、この地元のお墓、墓石さんが答えていけるような環境を、やっぱり、墓地公園整備の市としても、やって頂きたいなという思いから言ったところでありました。それから、もう一点、永代使用料について、実は規制墓地、いわゆる墓地をあとここからやめて移したいと、というような方々も何人かいらっしやって、それで永代使用料を払っているんですけれども、移る時は、そっから墓の下から抜いて、別な所に移転する訳なんですけれども、市としては、移られる場合は、あと止められる場合は、そこを元通りに直して、いわゆる墓を、そこにまた前のように現状復帰にして、いかなきゃいけないと、そして、またそちら、どっかに移って墓作るときには、また2倍もね、移転するとなると、非常に掛かるということで、中にはいわゆるタダ逃げじゃないですけど、復帰しないで移ってしまったというようなケースもあると伺ったんですが、まずその実態について、永

代使用料、まずその実態ついて、あるのかないのか教えていただきたい。そして、普通の賃貸契約のアパートなんかと考えると、永代使用料を払っているんだから、敷金と同じようにして、移られる時には、何も無理して現状復帰するために多額の経費をかけて、やるというふうなことを無理無理させなくちゃいけないのかどうか、非常に疑問に思うというか、敷金、礼金というふうな中で対処されているのではないかなと思うので、その辺、ちょっと強引な考え方かもしれませんが、いずれ移転されるケースなんかではそういう非常に経済的な負担というふうなものを考えると、永代使用料というふうなもの、また移転する際の取り扱い、そこら辺をもう少し住民サイドに改善というよりも、なんか考えることはできないものか、どうか。というふうな、これはお墓屋さんの方が、そういう方々と接して、そういう思いを語っておられましたので、その辺少し年頭に置いていただければなというふうに思います。

○委員長（佐藤清吉） 富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 今、永代使用料に関するお尋ねということになるかと思えます。まず、移転の現状と申しますか、実態として、そういうケースがあるかというふうな部分についてお答えさせていただきますと、これまでに、もちろん永代使用料というものの自体が、今後先ずっと、ここに墓地区画を用意すると、それについての使用权と言いますか、それについてを担保するものでありますので、今後未来ずっと使っていくというようなことで、そのままお使いいただく部分はある訳ですので、それでずっと出来るというようなことになるかと思えます。これをあえて引っ越していかなければならないと、移転しなきゃならないというようなことについては、今後課題になっていく可能性はもちろんあるかと思えますが、これまで最近の例等でも、現実、そういうふうな形で、何もお断り無く、引っ越しされていったケースは実はございません。事情があつて移られた方はもちろん現状に復して、お戻し頂いて、ほかに移ったというケースはあつて、その場合、分譲し直して、新たな方にお分けすると、こういう事例は過去にはある訳ですけれども、移転にかかる経費を、全然、何もしないで、ただ移られて放置したままと、こういうことでは無いということです。これは、なぜ分かるかと言いますと、1年間の内の墓地管理料というのを1区画について頂くことになっております。これの未納者が、実は放棄したまま、ずっと置いておくというケースになるかと思えますけれども、ここ数年、墓地管理料という年間の管理料については、毎年、年度内ということで、過年度になる場合もありますけれども、一応年度中の2, 500区画もある区画

ですけれども、その部分についての管理使用料については、完納いただいております。
ですから放棄した区画は実は発生してないというふうに考えはしております。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 富樫課長にちょっとお願いですけれども、通学路のグリーンベルト、これ、お宅さん方だな、去年より減額しているんだども、実にそのグリーンベルトも消えているんだしよな、あちこち。それにその学校前の横断歩道のライン、一時停止もかなり消えているんだしよ。だからせめてそれくらいはよ、警察の方も関係あるべども、ちょっと前部長にも話ししたことあるんだども、ましてこういうふうに雪が少ねば、もっと消えている可能性があると思いますので、そこら辺やっぱりこのグリーンベルトもなんだし、その横断歩道のラインも、やっぱり確認して見てあって、せめて学校前は正確なそのラインを、真新しいラインを引いてもらいたいなと思って、これは昨年より減額してる訳だども、なんとか今年は除雪費もこのとおりなんぼか浮きると思いますので、そこら辺さ向けて貰えば大変ありがたいなと思っての質問です。

○委員長（佐藤清吉） 富樫課長

○環境交通安全課長（富樫公誠） 通学路のグリーンベルト設置事業費のご質問ということになるかと思えます。通学路、グリーンベルトということで、環境交通安全課で担当してる部分は道路の付帯施設といいながらも、交通安全に実は特化した事業になっていることをまずはご承知いただきと思えます。通学路でグリーンベルトを引く場所ということで、26年度と27年度の2カ年の設置事業として進めて参りました。28年度の予算にあたって継続していくかどうかという部分で、検討させて頂いて、維持補修を中心とした経費として1路線の案になっておりましたけれども、234万ほどの事業費を積算させて頂いたところでした。2カ年の事業を26、27年度の2カ年の事業を進めるにあたりまして、グリーンベルトの必要な場所はどこかということで、関係各課、それから警察と学校も含めて検討して2カ年で進めてきたというような事情がございます。これについて、グリーンベルトについては耐用年数が概ね3年程度というようなことがありまして、2年で進めてきた事業で3年目ということで、本来は3年目は引かなくても耐用年数無いということに判断される訳ですけれども、どうしても交通量のおしゃられたように交通量等があつたりするところは消えてくると、というようなことがありまして、予算として積算して付けさせて頂いたという事情もございます。白線にあたる部分、停止線、横断歩道という道路の中の表示の中でも、交通安全等で管轄が警察署の了解の

基で、警察署が直接行う部分の事業と、県道、市道という自治体が担当する外測線ですとか、白い線の部分がありますので、その担当の方との連携と言いますか、共同作業ということもあると思いますので、その辺、気にかかっている部分について、なるべく耐用年数はあるものの、対応していただくようお願いと申しますか、連携をして対応していくと、というようなことになろうかと思えます。具体的に当初予算でグリーンベルト、この予算で全部出来る訳、もちろんございませんで、何とか、今あるほかの課の予算等も合わせての、対応ということになるのではないかというふうに思えます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） 2つほどお願いします。一つは、防犯対策、これわかっただけで良いんですけども、今件でも対策本部設けたけども、暴力団の構成員というのは何人、わかるしか。暴力団の構成員。

○委員長（佐藤清吉） はい、富樫課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 申し訳ありません、暴力団の構成員等まではちょっと存じ上げておりません。

○委員（小山緑郎） 後で教えてください。それ分からないと進まねがら。あともう一つ。

ごみ廃棄物減量化対策の関係、この中で32年頃に、仙北市、美郷が合併するんだ話があるんだのも、私は生活圏が仙北市に非常に近いものですから、毎回集まるなか、仙北市とごみ袋が仙北市安くて大きいんだしものな。大仙市よりの大きくて安いんだ、価格が。いずれ一緒になると同じになるんだけれども、なしてそなたに差があるという、これは人口、いろいろと加味されて、ごみの量もあるんだべども、そなたやつやっぱり30年前には、そういう指摘というか、要望、2・3年前からずっと言われてきているから、もし可能だ、ごみの量だしべ。

○委員長（佐藤清吉） はい、市民部長。

○市民部長（高階仁） お答えします。仙北市はですね、まだ大仙市みたいにごみの有料化、まだ図られておりません。よって現在のところ、大きくて安いかも知れませんけれども、今後、広域化によりまして、使用料、統一化に向けて、その協議が進められることによって、もしかすると高くなる可能性が大きいと思えます。

○委員長（佐藤清吉） はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） 仙北市は、有料化になっていない。

○委員長（佐藤清吉） 市民部長。

- 市民部長（高階仁） なってございません。
- 委員長（佐藤清吉） 小山委員。
- 委員（小山緑郎） それで、そういう差がでていているというということだしか。そういうことで値段が違うという。住民さ、説明さねばねべ。
- 委員長（佐藤清吉） はい、市民部長。
- 市民部長（高階仁） はい、客観的に考えるとそういうところなのかなと思います。
- 委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） すみません。防犯対策、駅のガードに新しく防犯カメラを取り付けたいというふうなことのようですけれど、防犯カメラって、一旦、事件や犯罪が起こって、その犯人等の見付ける手段としては大いに活用されますけれども、防犯カメラは犯罪を防止するというふうな意味での効果という点ではもう一つ何か手を打たないと、事件が起きてしまって、あとから証明なるものには大いに効果があるんですけれども、何か私は防犯カメラというものだけでは、あういうL字型になったあういう暗がりの狭いところでの犯罪というふうなものを防止するというふうなものは、非常に例の各国のいろんな方々が来られるというふうなことの前にしっかりと体制を取っておきたいというふうなことなんだと思いますけれども、そのカメラだけでは、その本当の意味での犯罪を防止するというその手だてとしてはもうちょっと何か、例えばそこに入ると、あの大きい声を出せばビーと鳴るとか、なんかそういう反応システムを付けるとか、なんかしないと逃げるものにもできないいうふうな、そこら辺いつも私疑問に思うんですけども、どんなもんなんですか。
- 委員長（佐藤清吉） 富樫課長。
- 環境交通安全課長（富樫公誠） 大曲駅前の横断地下道に対する防犯対策で、防犯カメラ置くというようなことでの説明に対する質問でございます。もちろん防犯カメラだけで防犯対策というふうなことではございません。ただ今設置使用としている場所につきましては、花火シンポジウムの関連がございまして、遊歩道、横断遊歩道自体の壁面ですとか、天井等にデザイン等、新しくしまして、明るい、イメージアップ、あるいはPR等の一場所としての位置づけで、横断遊歩道自体がまずイメージとして変わろうとしております。それについて、またすでに横断地下道の防犯対策としてはベルの設置、危険を知らせるボタンを押しますと階段から上にあがってところに赤色灯が回るような、回転灯の設置等がされてございまして、また、駅側の方には駅前の交番がございまして、

そちらの階段から上がったところについては、そちらの方からの抑止というものが附帯してあると、トータルしての防犯対策というふうなことを念頭においてございます。未然の犯罪防止のためには防犯カメラとしては機能するというようなこととございます。もちろん記録媒体として2週間程度は保管するというようなこととございますとか、証拠能力の向上のため、あるいは証拠能力があるというものにするための基本的な設定もでございます。ただ防犯カメラを設置した場合には、「防犯カメラ設置中」というような表示もするようになりますので、防犯カメラがあるぞというアナウンスによりまして、抑止効果についても期待されるものと、このようなことをもって、また見守り隊ですとか、警察の警ら、このようなものを勿論、行うんでありますけれども、これについて長時間にわたって不特定多数の方が、夜とかですね、夜、夜中とかお使いになる可能性が高い横断地下道でありますので、防犯カメラという物理的な設置もお願いしたいというのが、この追加になる防犯対策の趣旨でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ、これをもって、環境交通安全課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、市民課の所管する予算の説明をお願いします。田口市民課長。

○市民課長（田口禎幸） 議案第102号 平成28年度大仙市一般会計予算に係る市民課の事業について、ご説明いたします。予算概要5ページをお開き願います。

2款3項1目、10事業、戸籍住民基本台帳事務費の予算額は、516万6千円で、内容としましては、市民の居住関係や身分関係を公証するための、住民基本台帳事務、戸籍事務等を適正・迅速に処理するための事務的経費であります。財源は、国庫支出金として、中長期在留者住居地届出等事務委託金20万円、県支出金として、人口動態調査事務委託金10万円、及び電子署名認証業務関係移譲事務交付金3万4千円、その他戸籍手数料483万2千円を見込んでおります。

次に、12事業、戸籍電算システム管理運営経費の予算額は、10万9千円であります。戸籍電算システムのプリンタ用トナーカートリッジの経費であります。財源は、戸籍手数料10万9千円を見込んでおります。

次に、13事業、旅券発給事務費の予算額は、34万9千円で、内容としましては、旅券事務にかかる消耗品費と交付用端末機器保守料が主な経費となっております。財源は、県支出金として、市町村権限移譲推進交付金34万9千円を見込んでおります。

次に、50事業、戸籍住民基本台帳費負担金の予算額は、2万4千円で、内容としましては、県内市町村で構成する秋田県戸籍住民基本台帳事務協議会への負担金であります。

次に、主な事業の説明書3-1ページをお開きください。

2款3項1目、51事業、個人番号カード交付事業費負担金の予算額は、795万7千円で、内容としましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により平成27年10月5日から制度が始動し、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されております。これによる業務の経費を地方公共団体情報システム機構へ一括して委任するための経費であり、委任の内容としましては、通知カードの作成・発送業務、個人番号カードの申込処理業務、個人番号カード及び交付通知書の作成・発送業務、個人番号カード機能に係る市民からの問合せ対応業務、個人番号カード交付事業全般に関する状況の管理業務であります。財源は、県支出金として791万8千円、その他、諸証明手数料3万9千円を見込んでおります。

次に、主な事業の説明書3-2ページをお開きください。

2款3項1目52事業、個人番号カード交付事務費の予算額は、35万8千円で、内容としましては、個人番号カードの交付時に、本人確認を確実にを行うため顔認証システムを活用しながら、写真と本人の同一性を確認するための、機器の導入経費であります。

財源はその他戸籍手数料35万8千円を見込んでおります。

戻りまして、予算概要5ページをお開きください。

3款1項1目18事業、人権啓発活動費の予算額は、116万4千円で、内容としましては、法務省の「人権啓発活動地方委託事業」による県の「地域人権啓発活動活性化事業」の一環として、平成19年度から実施しております「人権の花運動」に要する経費であります。この事業は、子供達がお互いに協力しながら花を育てることにより、命の大切さや相手への思いやりの心を育てるといった人権思想を身に着けることを目的としており、平成27年度も市内の全小学校21校で実施していただくもので、花の苗、プランター、肥料などの購入費用が主な経費となっております。財源は、県支出金として、人権啓発活動費委託金116万3千円を見込んでおります。

次に、50事業、社会福祉総務費負担金の予算額は、29万2千円で、内容としましては、大曲人権擁護委員協議会への負担金であります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ないようですので、これをもって、市民課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、国保年金課の所管する予算の説明をお願いします。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） それでは、議案第102号、平成28年度大仙市一般会計予算の内、国保年金課所管分についてご説明いたします。当初予算概要A4版の横の資料ですけれども、6ページをお開き願います。

3款1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、8億109万9千円につきましては、職員人件費等事務費のほか、法定基準に基づく保険基盤安定繰出金、出産育児一時金、財政安定化支援繰出金、7億3,109万9千円と「国保運営安定化計画」に沿った基準外繰出金7千万円であります。なお、前年度より1億6,426万6千円の増となっておりますが、3月補正の中でもご説明いたしましたが、保険基盤安定繰出金、財政安定化支援繰出金の制度改正等に伴うものであります。

次に、8目10事業、医療給付費事務費、520万3千円につきましては、福祉医療費助成に伴う郵便料等一般事務経費、システムの保守料及び平成28年8月診療分から中学生の医療給付につきましても県の補助対象となる予定でありますので、これに対応するためのシステム改修費、また、システムサーバーのリース料であります。

同じく、11事業、審査支払手数料、1,554万5千円は、福祉医療費助成に係わる審査支払手数料であります。

同じく、80事業、医療給付扶助費につきましては、主な事業の説明書の3-4ページをお開き願います。事業名、医療給付扶助費、当初予算計上額6億9,181万2千円あります。4の事業の概要であります。乳幼児・小学生、ひとり親家庭の児童、心身障がい児者につきましては、過去4年間の実績を基に積算をしております。中学生

につきましては、通院費の助成を平成27年8月診療分、10月支払分から実施いたしましたので、これまでの実績から、年間一人当たり2万3千円と見込3,617万9千円計上しております。全体の対象者は1万3,612人、予算額は6億9,151万2千円と見込んでおります。中学生分につきましては、平成27年度は6カ月分の予算となっておりますので、平成28年度予算は1,926万2千円の増となっておりますが、中学生以外につきましては、対象者が減少する見込みであり、一人当たりの医療費もほとんど伸びておりませんので、中学生を除いた対象者に係る予算額は3,235万円の減と見込んでおりますので、全体では1,308万8千円の減となっております。

このほか、特定疾患・小児慢性特定疾患は、27年度同様、対象件数を40件と見込み30万円を計上しております。なお、県補助額であります。一番下の網掛け部分に記載しておりますけれども、平成28年8月診療分、10月支払から、中学生の助成につきましても補助対象となる予定でありますので、これを含め、補助対象額の50%、3億830万7千円と積算しております。

申し訳ございませんが、当初予算概要の6ページに戻っていただきたいと思っております。

No.5です。3款4項1目10事業、国民年金費事務費、57万1千円につきましては、国民年金事務の消耗品、郵便料等の一般事務費であります。

次の、4款1項6目93事業、旧老人保健費、4万8千円は、老人保健制度廃止に伴う、経過措置による請求遅れや過誤調整等に係わる返還金見込み額であります。

同じく6目96事業、旧太田国民健康保険診療所、歯科診療所費につきましては、平成23年度をもって廃止した、旧太田国保診療所及び歯科診療所に係る診療報酬の過誤調整に伴う支払の見込がなくなったことから廃止するものであります。

次の、14目12事業、後期高齢者保健事業費、324万円は、後期高齢者の人間ドック検診費の助成を行うもので、日帰り、一泊合わせて、240人と見込み予算計上しております。

同じく50事業、後期高齢者医療費等負担金、9億9,299万7千円につきましては、秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金で、事務費と医療給付費の12分の1を負担するものであります。

同じく90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金、3億5,187万2千円は、職員3名分の人件費と事務費2,540万3千円のほか、広域連合で決定する低所得者の保険料軽減相当分を保険基盤安定負担金分として、3億2,646万9千円を繰出しする

ものであります。なお、保険基盤安定負担金分の財源は、4分の3が県負担、残り4分の1が市の負担であります。

以上、説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了しました。

ここで、暫時、休憩いたしたいと思えます。2時10分まで、2時10分再開したいと思えます。

休憩（午後1時56分～午後2時11分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き審査を再開いたします。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

○委員（佐藤文子） 医療給付扶助費について、中学生の医療費無料化に向け、大仙市は先駆けて平成27年8月診療分より行ってきた。秋田県制度も新たに平成28年8月診療分より拡大する予定であるが、財政的な面も考慮しながら今後は高校3年生まで無料になるよう対応頂きたいと考えるが、考えはどうか。

○委員長（佐藤清吉） 市民部長。

○市民部長（高階仁） 大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）にも掲げているが、財政状況を考慮しながら検討して行きたいのでご理解願いたい。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ、国保年金課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、消費生活相談室の所管する予算の説明をお願いします。竹内消費生活相談室長。

○消費生活相談室長（竹内富美子） 議案第102号、平成28年度大仙市一般会計予算の内、消費生活相談室所管に係る歳出の内容についてご説明いたします。

予算概要については、最後の10ページになりますが、初めに、主な事業説明書の3-12ページをご覧願います。

7款1項5目12事業の消費生活相談対策事業費 572万1千円でございます。財源につきましては、地方消費者行政推進交付金 542万8千円、一般財源293千円を見込んでおります。

この事業の目的としましては、複雑化する消費者トラブルに対応するため、「地方消費者行政推進交付金」を活用し、相談窓口の機能強化を図るとともに、啓発活動の推進により被害の未然防止に努めるものでございます。

平成23年度消費生活相談室設置に伴い、専門の相談員を継続雇用して相談に対応しておりますが、相談内容は年々複雑・多様化してきております。

平成23年度からの相談件数の表を載せておりますが、年々増加傾向にあります。

相談内容は、架空請求や出会い系サイトのトラブル、ネット通販トラブル、ひかり通信・プロバイダ契約などの通信関係・架空請求関係が多くなっており、1月末現在でも77件と、全体の3割を越えております。高齢者からの相談にも、通信関係・架空請求関係が多くなってきております。28年度事業の概要といたしましては、相談窓口の充実を図り、多様化する消費者相談に迅速に対応できるよう相談の対応力向上に努め、さらに、消費者被害の未然防止のための啓発活動の推進に努める、特に余り興味を示してくれない高齢者の方々への啓発に力を入れていきたいと思っております。

主な経費としては、専門の相談員継続雇用のための人件費392万円、国民生活センターなどの専門研修受講旅費62万4千円、啓発活動のための消費生活推進員活動報酬36万6千円、弁護士無料相談会報償費、コミュニティFMの活用費用などとなっております。また、平成26年12月から導入いたしました、高齢者世帯を対象の「特殊詐欺等電話撃退装置」の無料貸出事業を継続して行い、現在、53台の貸出となっておりますが、さらに拡大できるよう、大仙警察署との協働による特殊詐欺被害の未然防止活動を推進してまいりたいと思っております。

次に、28年度当初予算の予算概要の最後のページ、10ページになりますが、ご覧願います。

こちらの方は、7款1項5目50事業の秋田県都市消費者行政協議会負担金、5千円、東北都市消費者行政協議会負担金、1万1千円、こちらは、秋田県及び東北の都市消費者行政職員の研修等を目的とした協議会の負担金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ、これをもって、消費生活相談室に関する質疑を終結いたします。

以上で、平成28年度大仙市一般会計予算の内、市民部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第103号、平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 議案第103号、平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

主な事業の説明書は、3-14、3-15ページとなっております。

平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ、104億7,876万1千円とするものであります。

前年度より、8億1,398万8千円の減となっておりますが、この主な要因は、3月補正においてもご説明いたしました。県内市町村で調整を図る、保険財政共同安定化事業費が、平成27年度決算で大幅に減になると見込まれたことに伴い、平成28年度当初予算も減額としたことによるものであります。

予算内容につきましては、A4版横の当初予算概要です。7ページ、8ページで説明させていただきます。少し小さくて申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

初めに、7ページの歳入でございます。

1款、国民健康保険税は、税率を現行税率とし、課税所得額を平成27年12月現在から、農業所得の増を見込み、約2億円、率にして1.02%の増とし、被保険者数は、一般、退職合わせて、20,520人、世帯数は12,052世帯と見込み、一般被保険者分国民健康保険税に、15億3,475万7千円、退職被保険者等分国民健康保険税に、1億388万7千円を計上しております。

2款、使用料及び手数料は、116万3千円の計上で、督促手数料であります。

3款、国庫支出金は、21億8,835万7千円の計上であります。

内訳であります。療養給付費等負担金は、一般被保険者の保険給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金に対し交付されるものですが、負担率32%で14億3,189万円を計上しております。

高額医療費共同事業負担金は、歳出7款の高額医療費共同事業拠出金の4分の1が交付されるもので、8,039万円を計上しております。

次の特定健康診査等負担金は、特定健診費用基準額の3分の1が交付されるもので、971万3千円を計上しております。

普通調整交付金は、一般被保険者の保険給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金の9%相当額と財政調整額等が交付されるもので、6億636万4千円、特別調整交付金は、経営姿勢の評価等により交付されるもので、6千万円を計上しております。

4款、療養給付費交付金は、退職被保険者の保険給付費等に対して支払基金から交付されるもので、4億235万8千円を計上しております。

5款、前期高齢者交付金は、22億2,763万4千円で、65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合により保険者間で調整され、支払基金から交付されるもので、国の積算シートにより計上しております。

6款、県支出金は、5億9,662万2千円の計上であります。

内訳であります。福祉医療基盤強化補助金は2,184万8千円で、福祉医療に係わる国保会計への影響緩和のため助成されるものであります。

高額医療費共同事業負担金は、国と同様に交付されるもので、8,039万円を計上しております。

次の特定健康診査等負担金も国と同様に交付されるもので、971万3千円を計上しております。

都道府県調整交付金は、一般被保険者の保険給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金の9%相当額と財政調整額等が交付されるもので、4億8,467万1千円を計上しております。

7款、共同事業交付金は、24億9,840万8千円であります。

高額医療共同事業交付金は、80万円を越える高額な医療費に対して、県内市町村で調整され交付されるもので、過去の実績を勘案し、3億535万5千円を計上しております。

保険財政共同安定化事業交付金も、県内市町村で調整され交付されるものでありますが、冒頭でもご説明したとおり、平成27年度決算見込が大幅な減と見込まれますので、これを考慮し、前年度より4億8,614万3千円減の21億9,305万3千円を計上しております。

8款、財産収入は、財政調整基金利子の存置項目千円であります。

9款、繰入金の内、財政調整基金繰入金は、保険給付費に充当するため、1億円を計上しております。

保険基盤安定繰入金は、4億6,546万2千円で、国保税の、7割、5割、2割軽減額と低所得者を多く抱えることに対する支援額を一般会計から繰り入れするものでありますが、制度改正により、前年度より9,866万8千円増の4億6,546万2千円を計上しております。

尚、この4分の3は、国・県から負担金として交付され、4分の1は、地方交付税措置されるものであります。

次の職員給与費等繰入金は、8,776万9千円であります。

出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金の3分の2を繰り入れするもので、1,960万円であります。

財政安定化支援繰入金は、1億5,826万8千円で、国より国保財政安定化のため地方交付税措置されたものを繰り入れするものでありますが、算定基準の改正があり、前年度より6,899万9千円の増となっております。

基準外繰入金は、国保事業運営安定化計画に沿って、前年度同額の7千万円を計上しております。

10款、繰越金は、2千万円で、平成27年度決算の剰余金見込み額を計上しております。

11款、諸収入は、447万5千円で、国保税の延滞金、交通事故による賠償金、返納金等の見込み額を計上しております。

次の8ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款、総務費は、1億20万7千円あります。主な内訳は、職員8名分の人件費、5,377万2千円。管理事務費は、2,545万1千円で、国保連合会への電算処理委託料及び事務費負担金等であります。

医療費適正化特別対策事業費は、レセプト点検職員1名分の賃金、レセプト二次点検委託料等で、497万3千円であります。

賦課徴収費は、1,554万3千円で、納税通知書の印刷費、嘱託徴収員賃金等であります。

滞納処分費、22万7千円は、滞納処分に係わる印刷費、手数料等であります。

運営協議会費、24万1千円は、国保運営協議会委員の委員報酬であります。

2款、保険給付費につきましては、療養給付費等の、年間1人当たりの伸び率を、過去4年間の伸び率の平均とし、一般被保険者の70歳未満を3.99%、70歳以上を0.70%、退職被保険者等は3.29%と見込み積算しまして、一般療養給付費48億5,763万8千円、一般療養費4,904万3千円、退職療養給付費2億8,972万6千円、退職療養費281万円を計上しております。

審査支払手数料は、国保連合会へのレセプト内容審査手数料、2,226万円を計上しております。

一般分高額療養費は、過去の実績から伸び率を見込み6億2,608万4千円を計上しております。

退職分高額療養費につきましても、過去の実績を勘案し、4,244万4千円を計上しております。

次の一般分高額介護合算療養費は、60万円、退職分高額介護合算療養費は、4万円を計上しております。

出産育児一時金は、1件42万円の70件分、2,940万円、次の出産育児一時金支払事務手数料は、1件210円の70件分、1万5千円を計上しております。

葬祭費は、1件5万円の170件分、850万円を計上しております。

次の、一般移送費及び退職移送費は、前年度同額、それぞれ10万円を計上しております。

3款、後期高齢者支援金は、11億6,049万6千円で、後期高齢者医療制度における若年者負担分として約4割を納付するもので、国の積算シートにより計上しております。

次の後期高齢者事務費拠出金は8万4千円であります。

4款、前期高齢者納付金は、155万円で、前期高齢者の医療費を保険者間で調整するための納付金であります。

次の、前期高齢者関係事務費拠出金は、8万7千円を計上しております。

5款、老人保健医療費拠出金は、存置項目として千円を、老人保健事務費拠出金は、精算事務の拠出金として、6万8千円を計上しております。

6款、介護納付金は、40歳以上65歳未満被保険者の、介護保険に対しての納付金ではありますが、国の積算シートにより、4億7,354万9千円を計上しております。

7款、共同事業拠出金の内、高額共同事業拠出金は、国保連合会での積算により、3億2,156万3千円計上しております。

次の、共同事業拠出金1万円は、退職者医療該当者把握のための、年金受給者リスト作成委託料であります。

保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会での積算により、23億607万6千円を計上しております。

歳入でもご説明いたしましたが、平成27年度決算見込みを考慮し、5億1,532万2千円の大幅な減となっております。

次の、高額共同事業事務費拠出金、58万3千円と、保険財政共同安定化事業事務費拠出金、20万1千円は、国保連合会への事務費拠出金であります。

8款、保健事業費の内、特定健康診査等事業費は、6,900人分の特定健診委託料等、5,592万4千円を計上しております。

保健事業費は、人間ドック助成及びジェネリック医薬品差額通知作成委託料等で、2,244万5千円を計上しております。

9款、公債費は、一時借入金利子で、5万5千円を計上しております。

10款、諸支出金は、国保税過年度還付金、710万円、返戻金は存置項目として千円の計上であります。

11款、基金積立金は、一般会計からの基準外繰入金と基金の預金利子合わせて、7千万1千円を財政調整基金に積立てするものであります。

12款、予備費は、緊急な医療費の増、又は、国庫負担金等の返還に備えるため、3千万円を計上しております。

以上が、予算の説明でございますが、よろしくご審議の上ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、千葉委員。

○委員（千葉健） 7ページの諸収入のところ、第三者行為納付金等とあるんだけど、これって交通事故によってよく心治療する場合があるんだけど、問題は、本来交通事故というのは、国保治療するべきでない事案なんだけど、これをちゃんと逆請求をかけて、手続すれば回収できる治療費だと思うんだけど、これはやっぱり知識不足で、逆請求かけていないで、食い逃げされている場合って、多々あるんだけど、大仙市ってそういう場合、食い逃げされていない、それとも逆請求かけて全部回収しているのか。ちょっと、おわかりになれば。

○委員長（佐藤清吉） 佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 第三者行為、交通事故が主なものなんですけれども、これにつきましては、今は医療機関からのレセプトありますが、これに基づいて交通事故と思われるものは国保連合会の方から、皆、ピックアップして参りますので、それを基にいろいろ情報を得まして、必要に応じて、治療を受けた方に、例えば骨折をしている方とかは、どういう骨折なのかとか、そういう事情を確認しまして、そういう交通事故の場合は直ちに届出をして頂いています。

請求事務に関しましても、今、国保連合会の方で、一手に引き受けて貰ってますので、未回収というのは殆ど無いです。そういう現状になっています。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか、はい、千葉委員。

○委員（千葉健） はい、もう1点、8ページの審査支払い手数料、これはおそらくレセプト点検のことだよな。それでよく新聞で、針治療、マッサージ、それからこれ関係ある職業の方特定している訳でないけれども、よくあと整骨院とか、それからよく介護施設なんての医療費のよく不正請求なんてよくあるんだけど、この審査支払い手数料の部分で、これって、何たどご、勉強不足で申し訳ねども、なんたどこさ、そなたどこってあれだか、大仙市のどごさ頼んで、そこのあたりちょっと教えてけねが。

○委員長（佐藤清吉） 佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 審査支払いにつきましては、秋田県は全て、国民健康保険の場合は、秋田県国民健康保険団体連合会の方に、一気に、全市町村、委託しております。医療機関からの診療報酬の請求につきましては、そこで皆、審査をお願いしている所見であります。

○委員長（佐藤清吉） 千葉委員。

○委員（千葉健） どこの自治体も皆、一箇所さ、お願いしてやっているということだん

しべ。その場所的には。

○委員長（佐藤清吉） 佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 秋田県は全て、秋田県国民健康保険団体連合会の方に委託しております。

○委員長（佐藤清吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第104号、平成28年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 議案第104号、平成28年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

主な事業の説明書は、3-16ページとなっております。

平成28年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ、8億6,693万9千円とするものでございます。

予算内容につきましては、当初予算概要A版の横になりますが、9ページにて説明させていただきます。

初めに歳入でございますが、1款、後期高齢者医療保険料であります。保険料の賦課につきましては保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合で決定するものであります。保険料率は2年ごとに見直されることとなっており、平成28年度は見直しの年度でございまして、平成28年、29年度は、保険料を据え置くこととなりましたので、保険

料率を平成27年度と同様に、均等割額、39,710円、所得割8.07%とし、被保険者数を16,518人と見込み、特別徴収保険料現年度分に4億1千万1千円、普通徴収保険料現年度分に1億250万円、普通徴収保険料滞納繰越分に134万円を計上しております。

次の2款、使用料及び手数料の内、納付証明手数料は存置項目として千円、督促手数料は、平成27年度の実績見込みから17万7千円を計上しております。

3款、一般会計繰入金、3億5,187万2千円につきましては、職員人件費、事務費、及び広域連合で決定する、保険料軽減相当額を保険基盤安定繰入金として一般会計から繰入れするものであります。なお、保険基盤安定繰入金の4分の3は、県の負担金であります。

4款、繰越金は、存置項目として千円を計上しております。

5款、諸収入につきましては、延滞金1万4千円、過料は存置項目の千円、保険料還付金は、異動に伴う還付金の財源として広域連合から交付されるもので、93万2千円を計上しております。

次の還付加算金につきましては10万円を計上しております。

次の雑入は、平成27年度まで広報掲載、パンフレット購入費等に対する広域連合からの助成金を計上しておりましたが、平成28年度からは助成が廃止となっております。

次に、下段の歳出でございますが、1款、総務費の職員人件費は、職員3名分で、1,763万4千円を計上しております。

管理事務費は、消耗品・郵便料等、一般事務費、473万5千円を計上しております。

徴収費は、保険料納入通知書、郵便料等、321万3千円を計上しております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、8億4,032万5千円は、保険料及び保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入分を広域連合へ納付するものであります。

3款、諸支出金は、過年度保険料還付金を、103万2千円と見込み計上しております。

以上が、説明でございますが、よろしくご審議の上ご承認賜われますようお願いいたします。

なお、ご参考までに去る2月15日開催されました、秋田県後期高齢者医療広域連合議会において議決された、平成28年度一般及び特別会計予算書の写しをお手元に配布させて頂きましたので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。まもなく46分になりますので、暫時、休憩いたしたいと思います。

休憩（午後2時27分～午後2時44分）

○委員長（佐藤清吉） 会議を再開いたしたいと思います。説明が終了いたしておりますので、これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） 後期高齢者の保険、先ほどちょっと質疑しましたけど、65歳以上の障がい者の方々が保険料を75歳よりも10年間、前倒し、前倒して言い方悪いけど、10年間前から保険料を支払うことになっている訳ですね。障がい者ですから、確かに医療費が非常に65歳の頃からたくさんかかると、言う人もいます。ただし、その障がいの中身によっては、65歳であっても、ほとんど病院に行かないと、医療はかからないけど、異常な障がいで、家庭内で生活して生き延びていると、いう現状はあるわけですが、この65歳まで、前倒しで、保険料を負担させるということの、理由付けの整理といったらいいんでしょうか、もし、課長の方でおわかりでしたらば、ちょっと説明、お願いできるものでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） 佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 原則75歳以上は後期高齢者医療に加入する訳でして、65歳以上の方は障がいのお持ちの方は特例として認めているということでした、この方々に対しては強制ではございません。選択となっております、一番あの選択の上であの比較するのは、国民健康保険税の場合は国民健康保険税と後期高齢者医療の保険料、どちらか高いか安いかが一番心配されます。医療費につきましては、重度の障がいの方々は、ほとんど福祉医療の対象ですので、自己負担は生じませんので、皆さん、保険料、国保の場合いくらか、後期高齢にいった場合いくらかということ、ご相談に見えます。私どもは、そのご相談を受けて、大体の目安として、これぐらいになりますということで、後はご本人の選択ということになっておりますので。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤清吉) 次に、議案第114号、平成28年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長(富樫公誠) 平成28年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算にかかる事業内容についてご説明申し上げます。

また、事業の説明は、平成28年度当初予算(案)主な事業の説明書、市民部で行います。ページは3-17ページでございます、よろしくお願いいたします。

当初予算書では、議案第114号としては、当初予算のNo.3の387ページから397ページに掲載されている事業でございます。

太陽光発電事業の1年を通した予算額は、1億2,113万3千円であります。

27年度が、3,785万5千円となっておりますが、27年12月からの4カ月事業に対する予算でありましたので、通年予算としては、28年度が1年目となるものであります。事業説明書の下欄、4のActの欄に、28年度計画をまとめて掲載しております。

太陽光発電事業の開始にあたり、これまでは20年間の平均としての収支計画によりご説明させていただいておりましたが、28年度からは、各単年度の収益見込みを説明させていただくこととなります。まず、推定売電量は、311万5,563Kwhであります。次に、収益見込みであります。

①の売電金額は、1億2,113万3千円、これは固定価格買取制度による買取単価36円と推定売電量から積算される金額であります。

②のリース料金は、1億471万3千円、東京センチュリーリース株式会社との発電設備賃貸借契約に基づき、支払うことになる金額であります。月額では、約872万6千円となります。

③の一般管理費は、349万4千円、柏台発電所の管理にかかる経費であり、電気主任技術者委託料のほか、発電状況やライブカメラによる施設監視システムの通信のための光回線使用料、その他除草作業、除雪作業に要する経費となっております。

④の予備費は、100万円としております。

⑤で、①から④により求められる収益見込み額が、1,192万6千円となります。

事業実施により得られる収益については、予算書395ページにあるとおり歳出の、総務費で、温暖化対策基金積立金1,192万6千円として基金に積立するものであります。

なお、太陽光発電事業に関連する事項といたしましては、東京センチュリーリース株式会社から賃貸借している発電施設については、リース会社の所有でありますので、市としては償却資産税が見込めることとなります。

事業が開始され、資産税収入の見込みについても試算されておまして、それによりますと課税1年目では、930万3,840円と見込まれております。

特定財源は、その他の売電収入1億2,113万3千円であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩いたしまして、この後、総合防災課所管の予算について、再び会議を開催されます。そういうことから、職員の皆さん方については、暫時退席願いたいと、このように思います。

休憩（午後 3 時 17 分～午後 3 時 18 分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

平成 28 年度の総合防災課所管する予算について、再び質疑の要求がありましたので、これを認めます。先日の委員会審査において、当委員会の石塚委員の質疑に対し、委員会を休憩して答弁を行いました。本委員会において、質疑を行いたいというのでございます。そうすれば、石塚委員、質疑をお願いいたしたいと思っております。

○委員（石塚柏） この広域消防の予算について、間に 1 日おいて審議しておるということで、議事録としては非常に読みづらいと、質問があつて、答弁がなくて、一番最後のところに答弁がポツと残るといふふうになりますと、読む人からすると、おやなんだべなということになると思っておりますので、2 度になって大変答弁者の方には申し訳ないんですけど、簡略にもう一度質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、前回お話のお話いたしました。広域消防分の建物とこの大曲市中心をカバーする大曲消防署分の建物、一緒になっている訳ですけれども、大まかに広域分はどういうところ、どういう建物なってるか、大曲消防分はどういうふうになってるのかということ一点お尋ねしたいと思っております。それから 2 番目ですけれども、1 月の全員協議会の席上で説明されている方と大仙市の議員の方との間で大曲の街中に建てた場合と若干郡部に寄った場所に建てた場合に、5 分間の到着時間のズレがあると、ところが農村部の離れたところの人からすると 5 分間も 3 分間も大した違いがないんじゃないかという認識での質問と大曲の中心部での 5 分間の違いということの、このたった 5 分なんですけれども、この消防活動における重みの違いについての質問を簡略でけっこうですので、お答えを願いたいということでございます。3 番目に現行の建物の延べ床面積と今建てようとしている面積とでは、2.5 倍の違いがあります。2 軒半分の建物を造ると言うことですので、いかにも大きく感ずる訳ですけれども、なぜ 2.5 倍になったのか、そ

の内訳を簡単でけっこうですので、教えていただきたいと思います。それから、大仙市においても、将来22億円の一般財源をお出しすることになる訳で、お尋ねしてるんですけども、消防署の建物ですから特殊な建物ということで、建物の基準が難しいのかなというふうに思うんですけども、消防署独特の何か建物の基準があるがために広くなっちゃうんだとか、高くなってしまったとかいうことがもしお分かりでしたらば、ご答弁をお願いいたします。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 石塚議員のご質問にお答えしたいと思います。まず消防本部の建設の中で、いわゆる本部分、それから消防署の分の区分けと申しますか、そういったことに関するご質問だというふうに承っております。実はこれから基本設計に入る今準備段階であります。プロポーザルで基本設計をこれから行う予定でありますので、まだその前の段階ですので、詳しいことにつきましては、分かる範囲内で答えということになります。実は今延べ床面積が議員の話にもありましたけれども、現在の面積の約2.5倍になるということで、訓練棟含めて4,500㎡を予定しております。イメージとしては4階建てのイメージを想定しております。1階が車庫及び倉庫の部分であります。2階が大曲消防署の用途と言うことで考えてございます。3階が消防本部の用途と言うことで考えてございます。それから4階は機械室などを主に配置する予定でございます。この面積でありますけれども、現在考えている面積につきましては、大曲署の用途としては、900㎡弱余り、車庫の用途としては、920㎡余り、指令センターの用途として410㎡であります。また広域の本部用途は330㎡余りを予定しております。そういったことで今、これからそういった点を踏まえながら検討して行くということになると思います。それから2つめのご質問であります、なぜ現地改築か、それからいわゆるトラックステーションの方に動かしたときの現場到着の時間というようなことありますけれども、まず大曲仙北広域消防は、大曲消防署と角館消防署、それから分署が8つあります。現在の分署は再配置計画の関係で、前の分署が統合されて作られております。統合されて分署が作られる基準となるものが、現在の大曲消防署の位置であります。そこから緊急出動のときにどの位かかるかということで今考えられております。消防にお聞きしたものでありますけれども、仮に現在の庁舎からトラックステーションに動かした場合の現場到着までの時間ではありますが、まず西根公民館、現在約3キロで、4.5分かかっております。これがトラックステーションに移しますと戸蔭方向から行きます

と6.8キロで10分半かかるということになります。蛭川方向では6.1キロで9分半かかるということで、5分から6分、時間が多くかかるということでもあります。また、内小友公民館につきましても現在8.4キロで10分のところが、11.3キロで13.5分かかるということで、3分半多くなるということで、やはり緊急出動でありますので、特に救急なんかの場合は、1分が命を左右するということですので、広域消防の方では現地建て替えということで現在進めて参るという考えでありました。それから3点目の床面積が現在の2.5倍になっている理由でありますけれども、現在の消防庁舎、昭和57年の建設であります。この当時、12台の車両がございました。ただ現在配備されている、たとえばはしご車、これは全長10mあります。それから現在、大型化学車が新たに配備されております。それから救急工作車もございまして。またタンク車がありますけれども、現在容量が2,000リットルから3,000リットルに大型化していると、それから緊急消防援助隊のための車両も配備されているということで、前と比べて車両の大型化、そして台数が今現在17台に増えておりますので、車庫の面積がどうしても現在よりも増える原因となっております。それから職員の人員の関係でありますけれども、当初、消防本部が14人、大曲消防署が45人で、計59人で発足しております。現在消防本部が27人、大曲消防署が57人で、84人ということで、人員の方もかなり増えております。また当時は女性の消防職員おらなかったわけですが、平成20年から女性職員を採用しております。6名おりますけれども、その内半分の3名が大曲消防署に勤務してございます。ただ現在、洗面所、脱衣所、浴室などは男女兼用となっております。また、2階に女性トイレが無く、3階の女性トイレを使用している状態です。それから仮眠室につきましても、今後は個室化をしていく必要があるということで、そういった執務環境もしっかり整えて行きたいということでもあります。それから建設当初、2階の大曲消防署の中に通信司令室がありましたけれども、現在は手狭なため、3階に移しております。その辺もやはり司令センターも10年以上経過して、かなり窮屈になっているということで、これらを勘案いたしまして、懸隔面積は現在2.5倍になっているということでもあります。総事業費、これもこの前議員からお話がありました36億円でございまして、内訳としましては、庁舎建設が29億円で、残りが高機能司令センター、これが約7億円弱あります。消防の負担につきましては、交付税の基準財政需要額をもとに算定しております。大仙市が60%、仙北市が24%、美郷町が残り16%でございまして、ただし、旧健康増進センターの解体事業費につきましても、

全額大仙市が負担することになってございます。また、庁舎建設につきましては、国庫補助金が、該当する国庫補助金がございませんので、現在のところ全額起債事業になる予定であります。これにつきましては、それぞれの構成市町村と相談いたしまして、合併特例債を活用するという計画になっております。大仙市の負担分は約22億円となるものでございます。ただ事業費の総額あるいはその他のことに関しても、これから基本設計に入って行くわけでありまして、そういったところにつきましても、今後協議して行くものというふうに思っております。また広域組合の方から基本設計が出来た段階で、再度広域の議会はもちろんでありますけれども、構成市町の議会に対して説明会を行って、ご意見を伺うというふうに、副管理者からお話を承っておりますので、そういったことに順次、しっかり皆様にご説明して物事を進めて参りたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） 石塚委員。

○委員（石塚柏） 湯沢市でちょうど消防署建てる事業をやってみて、実施設計まで5年かかったという話あります。ですから、よくよくお金のかかる事業ですので、今総務部長さんから丁寧な説明を議会ともするということですが、是非お願いをしたいと思っております。答弁は結構ですので、お尋ねなんです、美郷町の町長さんが、今このとおり財政難だから、なるたけこうお金かからないようにしてほしいなというような話を、会派の議員聞いております。機能、消防署の機能落とされるとこれはちょっと困るんですけど、贅沢にならないように、なるたけ候補等いろいろ検討して、最小限の費用で済むように、総務部長の方から副管理者の方に申し入れをお願いできるとありがたいですが、その点については、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） ご質問のご答弁の中でもお話ししましたが、庁舎建設は国庫補助がありませんので、全額起債事業になりますので、それぞれの構成市町の起債発行という形になりますので、全体事業費につきましても機能は、これ消防機能というのは絶対必要なものでありますので、そこを維持して、こういった形にしていくのか、それぞれの構成市町も入って基本設計の中に検討、広域消防本部と検討して参りたいと思っておりますので、その点につきましても十分お話していきたいというふうに思っております。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 2度に渡っての答弁、ありがとうございました。以上です。

○委員長（佐藤清吉） これでもって質疑を終結いたします。ここで、暫時休憩致します。

議案第90号及び議案第102号の2件については、休憩後に討論と採決を行いますので、それに係わる職員以外の方は退席をお願いしたいと思います。

休憩（午後3時25分～午後3時29分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会審査を再開いたします。

これより、議案第90号、「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は議案第90号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」について、反対の立場から討論いたします。本予算にはマイナンバー法に伴う個人番号カード交付事務費が盛られており、マイナンバーカード発行による紛失による再発行もすでに発生したり、漏洩や悪用への不安は払拭できず、そのセキュリティ対策は万全ではありません。こうした課題を抱えたマイナンバー法に伴う事務費を計上していることから、この補正予算には反対するものです。以上です。

○委員長（佐藤清吉） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） この採決は、挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手5人）

○委員長（佐藤清吉） 挙手、多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第102号、「平成28年度大仙市一般会計予算」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は議案第102号「平成28年度一般会計予算」に反対の立場から討論いたします。反対の理由は本予算案が国の地方財政計画に沿って編成されている

こと、個人情報漏洩問題とセキュリティ対策等で課題山積のマイナンバー制度推進の予算が盛られているからであります。国の地方財政計画は、2016年度から地方交付税へのトップランナー方式の導入や自治体連携の促進、行政サービス、公共施設等の集約化や民間委託化の推進などを様々な形で強めるものとなっております。地方交付税へのトップランナー方式とは、歳出分野では民間委託等の行革等で経費が抑えられた自治体の水準を基準として、交付税を算定するというもので、2016年度は、学校用務員事務や庁舎管理や公用車運転庶務業務、情報システム運用など16業務に適用させ算定基準額を大幅に引き下げる見直しを行っています。歳入分野では、基準財政収入額の算定に用いる標準徴収率を引き上げるというものであります。トップランナー方式の導入で地方交付税は、さらなる抑制を図ろうとしているのであります。こうした地方交付税の見直しは本予算案についても各種事業の委託料等で減額計上ということにも現れており、一般質問でも取り上げた公契約をめぐる問題解決を困難にするものだと考えられます。さらに、私達が反対してきた職員の適正化計画の続行や今年度から始まる能力実績主義にもとづく人事評価制度の導入は、総じて人件費抑制をねらったものであり認められません。さらにマイナンバー制度のセキュリティ対策は万全となっておらず、依然としてプライバシー性の高い個人情報の漏洩や悪用への不安が広がっております、国の法律の基づく事務とはいえ認められないのであります。以上で反対討論をおわります。

○委員長（佐藤清吉） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） なければ、これをもって討論終了します。

これより採決いたします。この採決は挙手により行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 5人）

○委員長（佐藤清吉） 挙手多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に陳情の審査に入りますが、先日の議員全員協議会において話し合われたとおり、陳情の審査は議会基本条例第11条に定める「自由討議」にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議ございませんので、陳情の審査は自由討議とすることいたします。

職員の皆様は長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

退席をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩（午後 3 時 3 6 分～午後 3 時 3 8 分）

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第 4 4 号、「平和安全保障関連法の廃止を求める陳情書」を議題といたします。

同じような内容の陳情が、昨年 の 第 4 回 1 2 月 定 例 会 に、陳情第 3 9 号及び陳情第 4 1 号として提出され、委員会では賛成少数により不採択すべきものと、また本会議においても賛成少数で不採択と決しております。

本件に関して、ご意見等をお願いしたいと思います。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 今、委員長が言われたとおりよ、昨年 の 1 2 月 に 同 じ よ う な 陳 情 が 来 て、賛成少数でまず不採択になっているものだから、私はこの場でよ、あえてまた、これを覆して、またこの台さ載せて、これがもし採択となったら結局、前回のあれは何だったのかと言われるような可能性がありますので、私は、まず上がってきたんだども、受けたんだべども、私はこれは不採択にするべきだと、そう思います。

○委員長（佐藤清吉） ほかにご意見ございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 通常国会が始まって、この安保法制をめぐる問題では、まあいろいろスーダンへの P K O の派遣等など、自衛隊の役割、そうした中で、銃砲をね、打ったりできるとか、その中で自衛隊の皆さんが非常に危険な状態に遭うというふうなことが、もう明らかになって、来ている。情勢としては、いや、戦争なんかするはずが無いと言っていた、そうした事態がこの 1 月からの国会論戦の中でも明確に、いや違うんだと、やっぱり、あの、しかもあちらで起こっている戦闘は、子供達が少年兵というふうなことで、動いている。そういったところにやっぱり派遣される、日本の自衛隊が、殺し殺されるというような、そういう事態をね、もう現実的なやっぱり危険が迫っているというふうなことが明らかになったものでありますので、昨年は不採択というふうなことに

しましても、その後の法律が制定、出来てからの法律に対する廃止を求める運動というのが、全国で、また広がって、今、50自治体ほどになってきている。それだけ増えてきているというふうなことで、ぜひ、皆さんの、党派を関係無く、日本の進路に関わる重大な問題だというふうなことで捉えて、是非とも、やっぱり戦争する国にだけはさせたく無いという思いから、是非これを通してもらいたいものだなと、いうふうに私は思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、ほかにご意見ございませんか。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 昨年の12月以降、核実験だとか、ミサイル発射だとか、それから日本海における中国の潜水艦の活動が活発化しているだとか、どうも日本を取り巻く環境が非常に厳しい将来を考えると、非常に厳しいものがあると。やはり安保法制の立法趣旨が、これ深まりこそすれ、軽くなるということは無いようだと、そして戦争法案だっという言い方されますけれども、戦争をしないために、わかりやすく言えば、アメリカと共同歩調を取る、韓国と共同歩調を取るという中身であります。大国で領土問題で対立していないのは、アメリカしかありませんから、ソビエトとは争っている、中国とも争っているということですので、これは是非、安保法案を通していただいて、国民の生命と財産を守るという方向で検討していただきたいものだなと思います。是非、これは却下して頂くようお願いしたいということでございます。

○委員長（佐藤清吉） ほかに意見ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今の石塚委員に対して。アメリカが世界でいろいろ繰り広げている戦争、いわゆる治安、平和維持活動というふうな名前でもって、実際に行っているのは、侵略です。侵略戦争です。そして実際にアメリカがそこに、あちらに行って、戦闘状態が起こって、その平和安全活動が、実は武力行使がだんだん激化して、大変ひどい状態になってるんです。ですから、この平和安全法で、法制で認めた武力を、行使できる、そういうふうに規定した内容、そういったものなどは、アメリカと一緒に、日本も武力行使に踏み出すと、いうふうなことであります。ですから、日本の陣を守るためにとか、国民を、生命と財産を守る為というものでは無いという、そういう質のものだというふうなことで、日本が攻撃されていないにもかかわらず、アメリカと一緒に、海外で武力行使ができる日本にするというのが安保法制の本当の姿なのであります。ですから、これは是非、この千人の会だけではなく、学者、皆さんも、総がかり実行委員会、こういったところで、憲法学者も含めて、廃止しろというふうな動きが大

きくなっているのです。そうした、日本の中で起こっている平和運動と、真の平和運動と世界が注目する日本での、皆さんの誠意、是非ともですね、通して、この平和憲法をやっぱり守れる日本にしていくというふうなことで、是非、賛同して頂きたいものだと、いうふうに私は思います。以上。

○委員長（佐藤清吉） はい、ほかにご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、この案件につきましては反対意見もあることからこれより挙手により採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（1人が挙手）

○委員長（佐藤清吉） 挙手、少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（佐藤清吉） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

【閉会】

○委員長（佐藤清吉） 以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

午後 3 時 4 8 分 閉会

委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐 藤 清 吉